

令和4年度水質測定計画

長野県

目 次

I	公共用水域水質常時監視	1
1	趣旨	1
2	測定期間	1
3	測定地点概要	1
4	測定項目、環境基準値、報告下限値及び測定方法	7
5	採水日及び採水方法	14
6	採水地点別測定項目、頻度及び担当機関	15
7	測定結果の報告等	16
8	測定結果の公表	17
9	その他	17
II	地下水質常時監視	2 7
1	趣旨	27
2	実施期間	27
3	調査区分	27
4	調査方法	29
5	測定結果の報告等	33
6	測定結果の公表	33
7	調査地点	34
III	上流域河川水質調査	4 5
1	概要	45
2	測定頻度	45
3	測定河川数（地点数）、測定項目	45
4	測定地点別測定項目	46
5	上流域水質測定地点図	47
6	水質保全目標値、報告下限値及び測定方法	48
7	採水方法等	49
8	測定結果の報告等	49
9	測定結果の公表	49
IV	ダイオキシン類調査	5 0
1	趣旨	50
2	測定期間	50
3	測定地点、測定頻度及び担当機関	50
4	測定方法	51
5	測定結果の報告	51
6	測定結果の公表	51
V	その他の水質調査（水浴場水質調査）	5 2
VI	採水日程	5 4

I 公共用水域水質常時監視

1 趣旨

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条の規定により、長野県の区域に属する公共用水域の水質測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものである。

2 測定期間

2022年（令和4年）4月1日から2023年（令和5年）3月31日まで

3 測定地点概要

(1) 河川

水系（水域）名	河川数 ^{※1}		水域数 ^{※1}		担当機関別測定地点数 ^{※2}						
					整北 備陸 地局 方	整中 備部 地局 方	機水 資 構源	長 野 県	長 野 市	松 本 市	計
	BOD等	水生生物 保全項目	BOD等	水生生物 保全項目							
信濃川水系	23	23	25	27	10			27	3	4	44
天竜川水系	10	10	12	9		9		8			17
諏訪湖水域	5	5	5	5				8			8
木曾川水系	3	3	2	3				6			6
矢作川水系	1	1	1	1				1			1
姫川水系	1	1	2	1				2			2
富士川水系	1	1	1	1				1			1
計：7水系（水域）	43 ^{※1}	43 ^{※1}	48	47	10	9	0	53	3	4	79

※1 天竜川は天竜川水系と諏訪湖水域において、それぞれ1河川1水域と数えるが、合計は1河川2水域と数える。

※2 BOD等及び水生生物保全項目の測定地点が重複する場合は、合わせて1地点と数える。

(2) 湖沼

水系（水域）名	湖沼数 ^{※1、2}		水域数 ^{※1、2}		担当機関別測定地点数						
					整北 備陸 地局 方	整中 備部 地局 方	機水 資 構源	長 野 県	長 野 市	松 本 市	計
	COD等	水生生物 保全項目	COD等	水生生物 保全項目							
信濃川水系	10	10	9	9				9	1	1	11
諏訪湖水域	3	3	3	3				5			5
関川水系	1	1	1	2				4			4
木曾川水系	1	1	1	1			1				1
計：4水系（水域）	15	15	14	15	0	0	1	18	1	1	21

※1 「猪名湖（松原湖）（長湖、大月湖を含む）（全域）」は1湖沼1水域と数える。

※2 「丸池（琵琶池を含む）（全域）」は、丸池と琵琶池にそれぞれ測定地点があることから2湖沼1水域と数える。

(3) 採水地点等一覧

(緯度、経度は世界測地系を使用)

水 域	整理 番号	環境基準点		地 点 名	市町村	緯度 (度分秒)	経度 (度分秒)	地 点 統一番号
		BOD 等	水生生物 保全項目					
しなのがわじょうりゅう 信濃川上流(1) ※1	1	○	○	おおしぼばし 大芝橋	南牧村	36°01'31"	138°29'22"	20-008-01
しなのがわじょうりゅう 信濃川上流(2) ※1	2	○	○	うすだばし 臼田橋	佐久市	36°11'40"	138°29'00"	20-009-01
しなのがわじょうりゅう 信濃川上流(3) ※1	3			い く た 生田	上田市	36°22'14"	138°16'52"	20-010-51
	4	○	○	ちくまばし 千曲橋	千曲市	36°31'56"	138°06'39"	20-010-01
	5			やしまばし 屋島橋	長野市	36°38'25"	138°15'27"	20-010-53
	6	○	○	たてがはなばし 立ヶ花橋	中野市	36°43'56"	138°18'31"	20-010-02
	7	○	○	おおぜきばし 大関橋	飯山市	36°53'33"	138°24'12"	20-010-03
	8			いちかわばし 市川橋	飯山市	36°58'04"	138°27'08"	20-010-55
あいきがわ 相木川	9	○		よけしたばし 除ヶ下橋	小海町	36°05'03"	138°29'14"	20-036-01
	10		○	とちばらばし 栃原橋	北相木村	36°03'36"	138°30'50"	20-036-02
みなみあいきがわ 南相木川	11		○	つちいわにごうばし 土岩2号橋	南相木村	36°03'16"	138°30'43"	20-036-03
ゆかわ 湯川	12	○	○	たかせばし 高瀬橋	佐久市	36°15'22"	138°25'46"	20-032-01
かくまがわ 鹿曲川	13	○	○	まえだばし 前田橋	東御市	36°19'53"	138°20'51"	20-040-01
よだがわ 依田川	14			たていわうえのはし 立岩上の橋	長和町	36°17'11"	138°15'37"	20-014-51
	15	○	○	よだばし 依田橋	上田市	36°21'02"	138°16'51"	20-014-01
かながわ 神川	16			はくさんきなだばし 白山真田橋	上田市	36°27'04"	138°19'41"	20-029-51
	17	○	○	かながわばし 神川橋	上田市	36°22'30"	138°16'35"	20-029-01
うらのかわ 浦野川	18	○		たいけいばし 対影橋	上田市	36°24'15"	138°12'26"	20-041-01
	19		○	はちまんばし 八幡橋	上田市	36°23'40"	138°11'53"	20-041-02
さんがわ 産川	20		○	ほりかわばし 堀川橋	上田市	36°23'52"	138°12'34"	20-041-03
とりいがわ 鳥居川	21			とりいばし 鳥居橋	信濃町	36°47'14"	138°10'40"	20-030-51
	22	○	○	とりいばし 鳥居橋	長野市	36°43'17"	138°17'53"	20-030-01
よませがわ 夜間瀬川	23			あまかわばし 天川橋	山ノ内町	36°43'57"	138°26'10"	20-021-51
	24	○	○	よませばし 夜間瀬橋	山ノ内町	36°45'31"	138°23'49"	20-021-01
たるかわ 樽川	25	○	○	となごばし 戸那子橋	飯山市	36°52'40"	138°24'23"	20-037-01
さいがわ 犀川(1)	26	○		しままだにがわ 島々谷川合流点上	松本市	36°10'59"	137°47'13"	20-011-01
	27		○	みどのだむした 水殿ダム下	松本市	36°09'17"	137°44'53"	20-011-02
さいがわ 犀川(2)	28	○	○	やまとばし 倭橋	松本市	36°13'28"	137°53'52"	20-012-01
さいがわ 犀川(3)	29	○	○	たざわばし 田沢橋	安曇野市	36°18'02"	137°56'03"	20-013-01
	30	○	○	むつみばし 睦橋	生坂村	36°24'17"	137°55'30"	20-013-02
	31	○	○	こいちばし 小市橋	長野市	36°37'14"	138°08'29"	20-013-03
ならいがわ 奈良井川(1)	32	○	○	おおたばし 太田橋	塩尻市	36°06'35"	137°55'14"	20-015-01
ならいがわ 奈良井川(2)	33	○	○	しまばし 島橋	松本市	36°15'55"	137°56'40"	20-016-01
くさりがわ 鎖川	34	○	○	くさりがわばし 鎖川橋	松本市	36°12'34"	137°56'27"	20-038-01

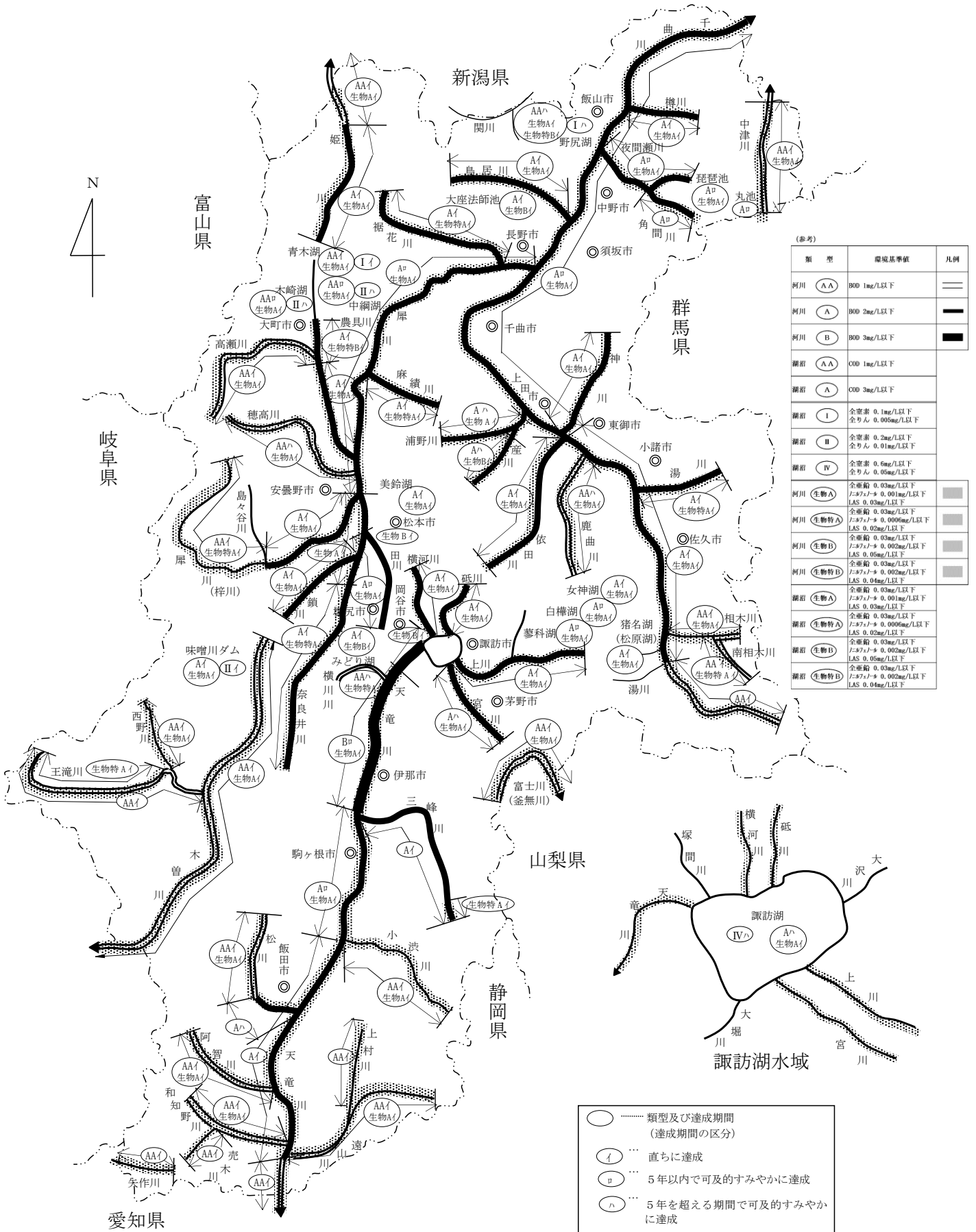
水域	整理番号	環境基準点		地点名	市町村	緯度 (度分秒)	経度 (度分秒)	地点 統一番号
		BOD等	水生生物 保全項目					
たがわ川※2	35		○	すいじんぼし 水神橋	塩尻市	36°10'14"	137°57'57"	20-031-51
	36	○	○	しんたがわぼし 新田川橋	松本市	36°14'13"	137°57'18"	20-031-01
ほたかがわ 穂高川	37	○	○	そうしゅんふかひま 早春賦歌碑前	安曇野市	36°20'43"	137°53'39"	20-043-01
たかせがわ 高瀬川(1)	38	○	○	かしまがわごうりゅうてんうえ 鹿島川合流点上	大町市	36°30'43"	137°48'44"	20-022-01
たかせがわ 高瀬川(2)	39	○	○	たかせぼし 高瀬橋	安曇野市	36°22'33"	137°52'37"	20-023-01
のうぐがわ 農具川	40		○	にゅうのみぼし 丹生子橋(市道)	大町市	36°28'47"	137°52'03"	20-023-02
おみがわ 麻績川	41	○	○	こみじぼし 込路橋	生坂村	36°27'20"	137°57'49"	20-033-01
すそばながわ 裾花川	42			さんぐうぼし 参宮橋	長野市	36°40'18"	138°04'47"	20-024-51
	43	○	○	あいおいぼし 相生橋	長野市	36°38'47"	138°10'46"	20-024-01
てんりゅうがわ 天竜川	44	○	○	かまぐちすいもん 釜口水門	岡谷市	36°03'13"	138°03'11"	20-004-01
	45	○	○	てんぼくぼし 天白橋	岡谷市	36°01'52"	138°01'12"	20-004-02
てんりゅうがわ 天竜川(1)※3	46	○	○	しんといぼし 新樋橋	辰野町	35°57'55"	137°59'04"	20-005-01
	47			ちゅうおうぼし 中央橋	伊那市	35°50'15"	137°57'44"	20-005-51
てんりゅうがわ 天竜川(2)※3	48	○	○	きせだむうえ 吉瀬ダム上	駒ヶ根市	35°42'12"	137°57'29"	20-006-01
てんりゅうがわ 天竜川(3)※3	49			みやがせぼし 宮ヶ瀬橋	松川町	35°35'45"	137°55'47"	20-007-51
	50			てんりゅうぼし 天竜橋	飯田市	35°27'44"	137°49'54"	20-007-53
	51	○	○	つつじぼし つつじ橋	飯田市	35°26'15"	137°49'13"	20-007-01
	52			なんぐうぼし 南宮橋	阿南町	35°20'04"	137°50'11"	20-007-54
よこかわがわ 横川川	53	○	○	ちゅうおうぼし 中央橋	辰野町	35°58'56"	137°59'21"	20-042-01
みぶがわ 三峰川	54	○		りゅうとうぼし 竜東橋	伊那市	35°49'33"	137°58'06"	20-034-01
	55			すぎしまぼし 杉島橋	伊那市	35°43'41"	138°05'18"	20-034-51
こしぶがわ 小渋川	56			かしのがわごうりゅうてんうえ 鹿塩川合流点上	大鹿村	35°33'38"	138°02'14"	20-018-51
	57	○	○	こしぶだむ 小渋ダム	中川村	35°36'29"	137°59'02"	20-018-01
まつかわ 松川(1)	58	○	○	みょうきんぼし 妙琴橋	飯田市	35°31'30"	137°47'19"	20-019-01
まつかわ 松川(2)	59	○	○	えいだいぼし 永代橋	飯田市	35°30'25"	137°50'34"	20-020-01
あちがわ 阿智川(黒川を含む)	60	○	○	まんざいおおはした 万才大橋下	飯田市	35°25'23"	137°48'44"	20-039-01
わちのがわ 和知野川	61	○	○	わちのがわきゃんぷじょう 和知野川キャンプ場	天龍村	35°18'22"	137°50'21"	20-035-01
とうやまがわ 遠山川	62	○	○	おりたてぼし 折立橋	天龍村	35°17'30"	137°52'21"	20-045-01
みやがわ 宮川	63			にしちのおおはし 西茅野大橋	茅野市	35°59'02"	138°09'11"	20-025-51
	64	○	○	みやがわぼし 宮川橋	諏訪市	36°01'33"	138°06'22"	20-025-01
かみかわ 上川	65			やがさきぼし 矢ヶ崎橋	茅野市	35°59'42"	138°09'53"	20-001-51
	66	○	○	しぶさきぼし 渋崎橋	諏訪市	36°02'07"	138°06'14"	20-001-01
とがわ 砥川	67	○	○	たかのぼし 鷹の橋	下諏訪町	36°03'55"	138°04'36"	20-002-01
よこかわがわ 横河川	68	○	○	よこかわがわぼし よこかわ川橋	岡谷市	36°04'28"	138°03'30"	20-003-01

水 域	整理 番号	環境基準点		地 点 名	市町村	緯度 (度分秒)	経度 (度分秒)	地 点 統一番号
		BOD 等	水生生物 保全項目					
きそがわじょうりゅう 木曾川上流※4	69			しんすげぼし 新菅橋	木祖村	35°55'16"	137°46'23"	20-026-51
	70			おがわぼし 小川橋	上松町	35°46'42"	137°41'26"	20-026-53
	71			みねぼし 三根橋	南木曾町	35°35'15"	137°35'39"	20-026-54
おおたきがわ 王滝川	72	○		くわぼら 桑原	木曾町	35°49'30"	137°38'02"	20-046-01
	73		○	まつぼらぼし 松原橋	王滝村	35°47'55"	137°32'22"	20-046-02
にしのかわ 西野川	74		○	ほんじゃぼし 本社橋	木曾町	35°51'00"	137°36'58"	20-046-03
ふじかわ 富士川(1) ※5	75			たけちがわごりゅうてんうえ 武智川合流点上	富士見町	35°53'01"	138°14'21"	20-027-51
やはぎがわ 矢作川	76	○	○	もたぼし 桃田橋	根羽村	35°15'30"	137°33'34"	20-044-01
ひめかわ 姫川(1)	77			てんじんぐうぼし 天神宮橋	白馬村	36°41'48"	137°52'20"	20-017-51
	78	○	○	みやもとぼし 宮本橋	小谷村	36°47'02"	137°54'54"	20-017-01
なかつがわじょうりゅう 中津川上流	79		○	きりあけ 切明	栄村	36°48'38"	138°37'12"	20-028-51
いなこ 猪名湖	80	○	○	流出部	小海町	36°03'13"	138°27'35"	20-504-01
めがみこ 女神湖	81	○	○	流出部	立科町	36°08'13"	138°16'00"	20-505-01
だいがほうしいけ 大座法師池	82	○	○	流出部	長野市	36°42'12"	138°08'42"	20-506-01
まるいけ 丸池	83	○	○	流出部	山ノ内町	36°43'06"	138°29'04"	20-507-01
びわいけ 琵琶池	84	○	○	流出部	山ノ内町	36°43'36"	138°28'55"	20-508-01
みどりこ みどり湖	85	○	○	流出部	塩尻市	36°05'32"	137°59'43"	20-509-01
みすずこ 美鈴湖	86	○	○	流出部	松本市	36°15'39"	138°00'47"	20-510-01
あおきこ 青木湖	87	○	○	流出部	大町市	36°36'18"	137°50'44"	20-511-01
なかつなこ 中綱湖	88	○	○	流出部	大町市	36°35'41"	137°50'36"	20-512-01
きざきこ 木崎湖	89			湖 心	大町市	36°33'33"	137°50'17"	20-513-51
	90	○	○	流出部	大町市	36°32'37"	137°50'31"	20-513-01
すわこ 諏訪湖	91	○	○	湖 心		36°03'00"	138°05'10"	20-501-01
	92	○	○	はつしまにし 初島西	諏訪市	36°02'58"	138°06'31"	20-501-02
	93	○	○	つかまがわおき 塚間川沖200m	岡谷市	36°03'09"	138°03'45"	20-501-03
しらかばこ 白樺湖	94	○	○	流出部	茅野市	36°06'06"	138°13'48"	20-502-01
たてしなこ 蓼科湖	95	○	○	流出部	茅野市	36°02'58"	138°15'19"	20-503-01
のじりこ 野尻湖	96			みずあな 水穴	信濃町	36°49'20"	138°13'35"	20-514-51
	97	○	○	べんてんじまにし 弁天島西	信濃町	36°49'58"	138°12'47"	20-514-01
	98	○	○	湖 心	信濃町	36°49'30"	138°13'15"	20-514-02
	99		○	かなやま 金山	信濃町	36°49'55"	138°13'35"	20-514-03
みそがわだむちよすいち 味噌川ダム貯水池	100	○	○	貯水池内基準地点	木祖村	35°58'49"	137°46'13"	20-515-01

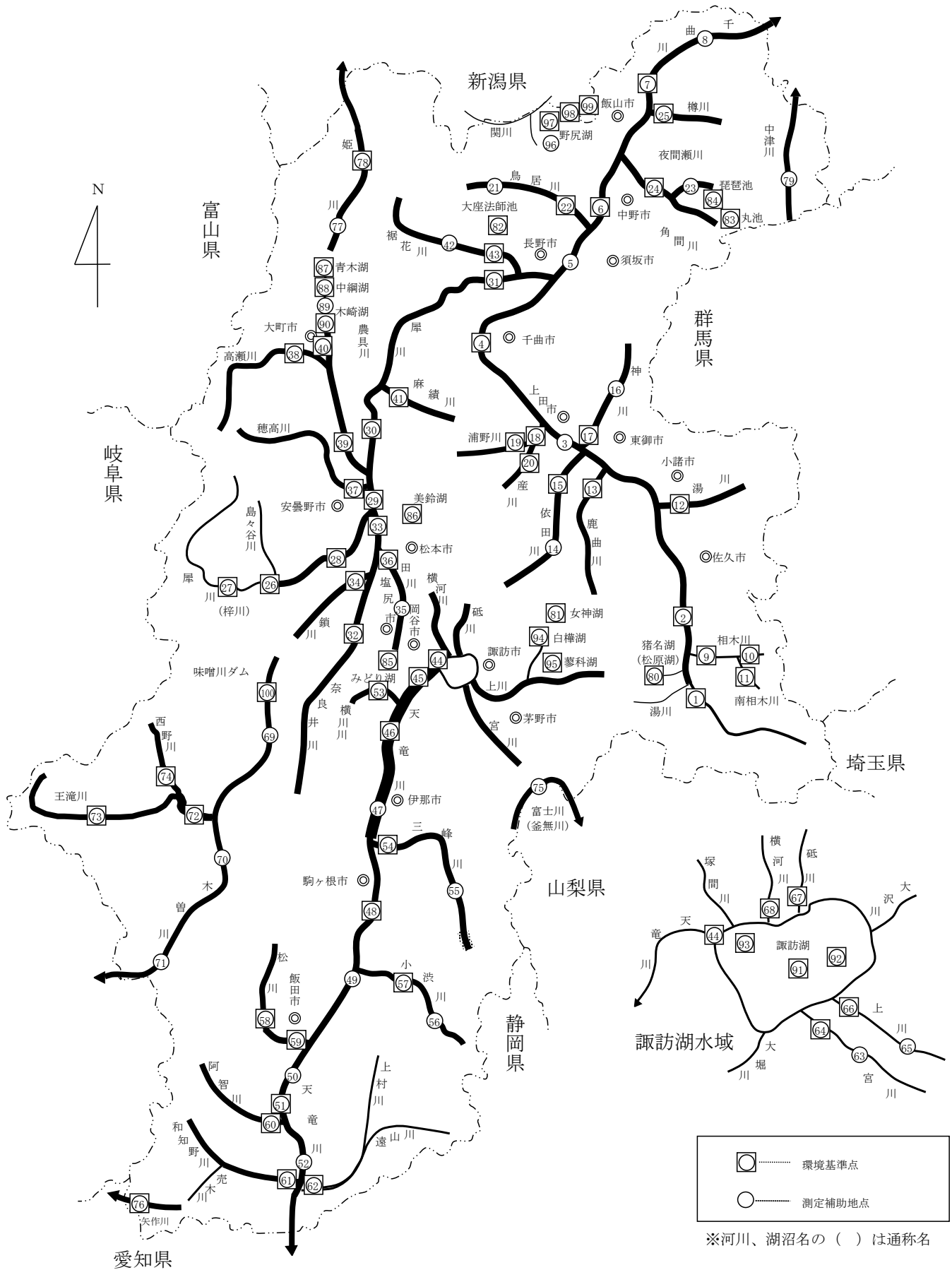
(注意) この表に記載している水域名はBOD等に係る水域名であり、表中※1～5の水生生物保全に係る水質環境基準の類型指定に係る水域名称は以下のとおり。

- ※1 「信濃川(1)」 ※2 「田川(1)」(環境基準点：水神橋)、「田川(2)」(環境基準点：新田川橋)
 ※3 「天竜川上流」 ※4 「木曾川(1)」 ※5 「富士川上流」

(4) 主要河川・湖沼水質環境基準類型指定の概略図



(5) 測定地点の概略図



4 測定項目、環境基準値、報告下限値及び測定方法

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号 最終改正 令和3年10月7日環境省告示第62号)

測定項目		環境基準値	報告下限値	測定方法
健康項目	カドミウム	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L	JIS ^{※1} K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
	全シアン	検出されないこと	0.1 mg/L	JIS K0102の38.1.2 (38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2、38.1.2及び38.3、38.1.2及び38.5又は告示 ^{※2} 付表1
	鉛	0.01 mg/L以下	0.005 mg/L	JIS K0102の54
	六価クロム	0.02 mg/L以下	0.01 mg/L	JIS K0102の65.2 (65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法。 ^{※4}
	砒素	0.01 mg/L以下	0.005 mg/L	JIS K0102の61.2、61.3又は61.4
	総水銀	0.0005 mg/L以下	0.0005 mg/L	告示付表2
	アルキル水銀 ^{※3}	検出されないこと	0.0005 mg/L	告示付表3
	P C B	検出されないこと	0.0005 mg/L	告示付表4
	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	0.0004 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.01 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.004 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	0.0005 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	0.0006 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.0005 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	チウラム	0.006 mg/L以下	0.0006 mg/L	告示付表5
	シマジン	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L	告示付表6の第1又は第2
	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L	告示付表6の第1又は第2
	ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	セレン	0.01 mg/L以下	0.002 mg/L	JIS K0102の67.2、67.3又は67.4
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素	10 mg/L以下	0.04 mg/L	—
	硝酸性窒素	—	0.02 mg/L	JIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6
	亜硝酸性窒素	—	0.02 mg/L	JIS K0102の43.1
ふっ素	0.8 mg/L以下	0.08 mg/L	JIS K0102の34.1 (34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、JIS K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は34.1.1c) (注 ^(*) 第三文及び34の備考1を除く。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び告示付表7	
ほう素	1 mg/L以下	0.02 mg/L	JIS K0102の47.1、47.3又は47.4	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.005 mg/L	告示付表8	
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>			

※1 日本産業規格。(以下本章の表同じ。)

※2 昭和46年12月28日環境庁告示第59号。(以下本章の表同じ。)

※3 アルキル水銀は、総水銀が検出された場合のみ測定する。

※4 ただし、告示の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号 最終改正 令和3年10月7日環境省告示第62号)

測定項目		環境基準値	報告下限値	測定方法
生活環境項目	pH	(別表2-1、 2-3又は 2-6)	—	JIS K0102の12.1
	BOD		0.5 mg/L	JIS K0102の21
	COD		0.5 mg/L	JIS K0102の17
	SS		1 mg/L	告示付表9
	DO		0.5 mg/L	JIS K0102の32
	大腸菌数		1 CFU/100ml	告示付表10
	全窒素	(別表2-4)	0.05 mg/L	JIS K0102の45.2、45.3、45.4又は45.6 (45の備考3を除く。)
	全燐		0.003 mg/L	JIS K0102の46.3 (46の備考9を除く。)
	全亜鉛	(別表2-2又は 2-5)	0.001 mg/L	JIS K0102の53
	ノニルフェノール		0.00006mg/L	告示付表11
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		0.0006 mg/L	告示付表12

(別表2-1) 河川(湖沼を除く。) : BOD等

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU /100ml 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100ml 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU /100ml 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—	
測定方法		JIS K0102の12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	JIS K0102の21に定める方法	告示付表9に掲げる方法	JIS K0102の32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	告示付表10に掲げる方法	
備考							
<p>1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>4 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。(*)</p> <p>5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>6 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>							

(注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

- 2. 水道 1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- " 2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- " 3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

- 3. 水産 1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- " 2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- " 3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

- 4. 工業用水 1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- " 2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- " 3級: 特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(*) 県内の河川AA類型の環境基準点においては、20CFU/100ml以下を適用する。

(別表2-2) 河川(湖沼を除く。) : 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	
測定方法		JIS K0102 の 53 に定める方法	告示付表 11 に掲げる方法	告示付表 12 に掲げる方法	
備考 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)					

(別表2-3) 湖沼 : COD等(天然湖沼及び貯水量が1,000万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				該当水域	
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)		大腸菌数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU /100ml 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100ml 以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—	
測定方法		※1	JIS K0102 の 17 に定める方法	告示付表 9 に定める方法	※2	告示付表 10 に掲げる方法	
備考 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。(※1) 3 水道3級を利用目的としている地点(水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。(※2) 4 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

※1 JIS K0102 の 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法

※2 JIS K0102 の 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法

- (注) 1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 " 3級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4. 工業用水 1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5. 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
 (※1) 県内の湖沼AA類型の環境基準点においては、20CFU/100ml以下を適用する。
 (※2) 県内の湖沼A類型の環境基準点においては、300CFU/100ml以下を適用する。

(別表2-4) 湖沼：全窒素、全燐

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	
測定方法		JIS K0102 の 45.2、45.3、45.4 又は 45.6 (45 の備考3 を除く。)に定める方法	JIS K0102 の 46.3 (46 の備考9 を除く。)に定める方法	
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。				
3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(別表2-5) 湖沼：全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	
測定方法		JIS K0102 の 53 に定める方法	告示付表 11 に掲げる方法	告示付表 12 に掲げる方法	

(別表 2-6) 湖沼：底層溶存酸素量

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上	
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	
測定方法		JIS K0102 の 32 に定める方法又は告示付表 13 に掲げる方法	
備考			
1 基準値は日間平均値とする。			
2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

該当水域
別に水域類型ごとに指定する水域

(3) 要監視項目等

・人の健康の保護に関する要監視項目（平成5年3月8日付環境庁水質保全局長通知
最終改正：令和2年5月28日環水大発第2005281号、環水土発第2005282号）

測定項目	指針値	報告下限値	測定方法
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	0.003 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	0.004 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	0.006 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1※1付表1の第1又は第2
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	0.0005 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/L 以下	0.0003 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	0.004 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/L 以下	0.004 mg/L	通知1付表2
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L 以下	0.004 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
E P N	0.006 mg/L 以下	0.0006 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
ジクロロボス(DDVP)	0.008 mg/L 以下	0.001 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
クロルニトロフェン(CNP)	—	0.0001 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
トルエン	0.6 mg/L 以下	0.06 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
キシレン	0.4 mg/L 以下	0.04 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下	0.006 mg/L	通知1付表3の第1又は第2
ニッケル	—	0.001 mg/L	JIS K0102の59.3又は通知1付表4若しくは付表5
モリブデン	0.07 mg/L 以下	0.007 mg/L	JIS K0102の68.2又は通知1付表4若しくは付表5
アンチモン	0.02 mg/L 以下	0.002 mg/L	通知2※2付表5の第1、第2又は第3
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	0.0002 mg/L	通知2付表1
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下	0.00004 mg/L	通知2付表2
全マンガン	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L	JIS K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5
ウラン	0.002 mg/L 以下	0.0002 mg/L	通知2付表4の第1又は第2
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	0.00005 mg/L 以下 (暫定)※3	0.3 ng/L	通知3※4付表1

※1 通知1：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の選定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成5年4月28日環水規第121号、平成11年3月12日環水企第89号・環水管第69号・環水規第79号一部改定）

※2 通知2：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」
（平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号）

※3 PFOS及びPFOAの指針値（暫定）については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

※4 通知3：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」
（令和2年5月28日環水大発第2005281号・環水土発第2005282号）

・水生生物の保全に関する要監視項目

測定項目	指針値	報告下限値	測定方法
クロロホルム	(別表3-1)	0.003 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
フェノール		0.005 mg/L	通知4※5付表1
ホルムアルデヒド		0.1 mg/L	通知4付表2
4-t-オクチルフェノール		0.00007 mg/L	通知5※6付表1
アニリン		0.002 mg/L	通知5付表2
2,4-ジクロロフェノール		0.0003 mg/L	通知5付表3

※5 通知4：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（通知）」
（平成15年11月5日環水企発第031105001号・環水管発第031105001号）

※6 通知5：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
（平成25年3月27日環水大発第1303272号）

(別表3-1) 水生生物の保全に関する要監視項目指針値

項目	類型	指針値	項目	類型	指針値
クロロホルム	生物A	0.7 mg/L 以下	4-t-オクチルフェノール	生物A	0.001 mg/L 以下
	生物特A	0.006 mg/L 以下		生物特A	0.0007 mg/L 以下
	生物B	3 mg/L 以下		生物B	0.004 mg/L 以下
	生物特B	3 mg/L 以下		生物特B	0.003 mg/L 以下
フェノール	生物A	0.05 mg/L 以下	アニリン	生物A	0.02 mg/L 以下
	生物特A	0.01 mg/L 以下		生物特A	0.02 mg/L 以下
	生物B	0.08 mg/L 以下		生物B	0.02 mg/L 以下
	生物特B	0.01 mg/L 以下		生物特B	0.02 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	生物A	1 mg/L 以下	2,4-ジクロロフェノール	生物A	0.03 mg/L 以下
	生物特A	1 mg/L 以下		生物特A	0.003 mg/L 以下
	生物B	1 mg/L 以下		生物B	0.03 mg/L 以下
	生物特B	1 mg/L 以下		生物特B	0.02 mg/L 以下

(4) その他の項目 (排水基準、水道水質基準等関連)

測定項目		基準値等	報告下限値	測定方法*
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質	(排水基準関連)	0.5 mg/L	告示付表14
	フェノール類		0.005 mg/L	JIS K0102の28.1
	銅		0.01 mg/L	JIS K0102の52.2
	溶解性鉄		0.01 mg/L	JIS K0102の57.2
	溶解性マンガン		0.01 mg/L	JIS K0102の56.2
	クロム		0.02 mg/L	JIS K0102の65.1
その他項目	陰イオン界面活性剤	(水道水質基準関連)	0.04 mg/L	JIS K0102の30.1
	アンモニア性窒素		0.02 mg/L	JIS K0102の42.2、42.5又は42.6
	塩化物イオン		0.1 mg/L	JIS K0102の35
	濁度		0.1 度	上水試験方法(2011年版)のII-3-3
	クロロフィルa	(富栄養化関連)	1.0 µg/L	上水試験方法(2011年版)のIV-2-25
	全有機炭素		0.5 mg/L	JIS K0102の22.1
	溶存態全有機炭素		0.5 mg/L	JIS K0102の22.1
	溶解性COD		0.5 mg/L	JIS K0102の3.2及び17
	溶解性窒素		0.05 mg/L	JIS K0102の3.2及び45.2,45.3、45.4又は45.6
	りん酸態りん		0.003 mg/L	JIS K0102の46.1
	透明度		0.1 m	透明度板
	ふん便性大腸菌群数	(水浴場基準関連)	2 個/100mL	「水浴場水質判定基準」付表1の第1
プレチラクロール	(水産基準関連)	0.01 µg/L	要調査項目等調査マニュアル(水質、底質、水生生物)(平成12年12月環境庁)	

* 環境基準等の定めのないこれらの項目の測定方法は、JIS、上水試験法、下水試験法等の中から適宜選択するものとする。

5 採水日及び採水方法

(1) 採水日

58 ページの採水日程のとおり（天候等により採水が適当でない場合には、この限りではない）。

(2) 採水方法

ア 採水部位

区 分	採水地点・部位	採取水深
河 川	原則として流心	水面から水深の約 2 割程度の水深
湖 沼	下記以外の湖沼（流出部）	表層（約 0.1～0.5m）
	木崎湖（湖心）	表層（約 0.5m）及び下層（湖底から原則 1m）
	木崎湖（流出部）	表層（約 0.5m）
	諏訪湖（湖心、初島西、塚間川沖 200m）	表層（約 0.5m）及び下層（湖底から原則 0.5m）
	野尻湖（水穴、金山）	表層（約 0.5m）
	野尻湖（弁天島西、湖心）	表層（約 0.5m）及び下層（湖底から原則 1m）
	味噌川ダム貯水池（貯水池内基準地点）	表層（約 0.5m）、中層（1/2 水深）、底層（底上 1m）

イ 湖沼の採水地点別採取水深と測定項目^{※1}

湖沼・地点	項目	測定項目					
		生活環境 項 目	BOD	富栄養化 項 目 ^{※2}	健康項目	水生生物 保全項目	要監視 項 目
下記以外の湖沼		流出部（測定実施項目に限る。）					
木崎湖	湖心	表層・下層	表層	表層・下層	表層・下層 ^{※3}	—	—
	流出部	表層	表層	表層	表層	表層	表層
諏訪湖	湖心	表層・下層	表層・下層	表層・下層	表層・下層	表層・下層	表層
	初島西	表層・下層	表層	表層	表層	表層	—
	塚間川沖 200m	表層・下層	表層	表層	表層	表層	—
野尻湖	水穴	表層	表層	—	—	—	—
	弁天島西	表層・下層	表層	—	—	表層	—
	湖心	表層・下層	表層	表層・下層	表層・下層 ^{※4}	表層・下層	表層
	金山	—	—	—	—	表層	—
味噌川ダム 貯水池	貯水池内 基準地点	表・中・底 層	表・中・底 層	表・中・底 層	表層	表層	—

※1 測定項目の詳細は P.17 以降の「(3) 採水地点別測定項目、測定頻度及び担当機関一覧表（年間調査）」参照

※2 アンモニア性窒素、クロロフィル a、溶解性 COD、溶解性窒素、りん酸態りん等を指す。ただし、諏訪湖の初島西及び塚間川沖 200m はクロロフィル a を指す。

※3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素とふっ素に限る。

※4 下層での測定は硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素とふっ素に限る。

6 採水地点別測定項目、頻度及び担当機関

(1) 年間調査

18 ページから 26 ページの一覧表のとおり。表中の数字は下記の年間測定回数を示す。

回数	河 川	湖 沼
48	—	2 水深 (表層・下層) × 2 回 (午前・午後) / 日 × 1 日 / 月 × 12 ヶ月
36	—	3 水深 (表層・中層・底層) × 1 回 / 日 × 1 日 / 月 × 12 ヶ月
24	2 回 (午前・午後) / 日 × 1 日 / 月 × 12 ヶ月	2 水深 (表層・下層) × 1 回 / 日 × 1 日 / 月 × 12 ヶ月
16	—	木崎湖: 2 水深 (表層・下層) × 1 回 / 日 × 1 日 / 月 × 8 ヶ月 (4~11 月) 諏訪湖 湖心の砒素: 2 水深 (表層・下層) × 1 回 / 日 × 1 日 / 月 × 8 ヶ月 (5~10、11、2 月)
14	1 回 / 日 × 1 日 / 月 × 12 ヶ月 + (5、8 月) × 1 回 / 日	
13	—	—
12	1 回 / 日 × 1 日 / 月 × 12 ヶ月	1 水深 (表層) × 1 回 / 日 × 1 日 / 月 × 12 ヶ月
9	—	1 水深 × 1 回 / 日 × 1 日 / 月 × 9 ヶ月 (4~12 月)
8	—	丸池、琵琶池: 1 水深 × 1 回 / 日 × 1 日 / 月 × 8 ヶ月 (5~12 月) 美鈴湖: 1 水深 × 1 回 / 日 × 1 日 / 月 × 8 ヶ月 (4~11 月) 上記以外: 2 水深 × 1 回 / 日 × 1 日 / 月 × 4 ヶ月 (5、8、11、2 月)
7	1 回 / 日 × 1 日 / 月 × 7 ヶ月 (5~11 月)	—
6	1 回 / 日 × 1 日 / 月 × 6 ヶ月 (1 年の間に) 水浴場水質調査地点のふん便性大腸菌群数 2 回 (午前・午後) / 日 × 1 日 / 月 × 2 ヶ月 (5、8 月) + 1 回 / 日 × 1 日 / 月 × 2 ヶ月 (11、2 月)	味噌川ダム貯水池のふん便性大腸菌群数 1 水深 (表層) × 1 回 / 日 × 1 日 / 月 × 2 ヶ月 (7、11 月) 水浴場水質調査地点のふん便性大腸菌群数 1 水深 (表層) × 2 回 (午前・午後) / 日 × 1 日 / 月 × 2 ヶ月 (5、8 月) + 1 回 / 日 × 1 日 / 月 × 2 ヶ月 (11、2 月)
4	1 回 / 日 × 1 日 / 月 × 4 ヶ月 (5、8、11、2 月) 和知野川キャンプ場の透明度 2 回 / 日 × 1 日 / 月 × 2 ヶ月 (5、8 月)	1 水深 × 1 回 / 日 × 1 日 / 月 × 4 ヶ月 (5、8、11、2 月)
3	1 回 / 日 × 1 日 / 月 × 3 ヶ月 (5、8、11 月)	1 水深 × 1 回 / 日 × 1 日 / 月 × 3 ヶ月 (5、8、11 月)
2	1 回 / 日 × 1 日 / 月 × 2 ヶ月 (5、8、11、2 月のうち)	1 水深 × 1 回 / 日 × 1 日 / 月 × 2 ヶ月 (5、8、11、2 月のうち)
1	1 回 / 日 × 1 日 / 年	1 水深 × 1 回 / 日 × 1 日 / 年

(2) 長野県が行う測定項目の担当機関

下表のとおりとする。

測 定 項 目	直 営 地 点		委 託 地 点	
	採 水	分 析	採 水	分 析
キシレン、トルエン、クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン	○	○	受託業者が実施	
ニッケル、全マンガン (諏訪湖のみ分析も松本保健福祉事務所検査課で実施)、ウラン、ホルムアルデヒド	○	◎		
ノニルフェノール	○	○		
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	○	◎		
全有機炭素 (諏訪湖のみ)	○	○		
溶存態全有機炭素 (諏訪湖のみ)	○	○		

○: 保健福祉事務所検査課で実施

◎: 環境保全研究所水・土壌環境部 (以下「環境保全研究所」という。) で実施

(3) 通日調査

天竜川の新樋橋及びつつじ橋の 2 地点では、13 回 / 日 (2 時間毎) の通日調査を行う。(担当機関: 国土交通省中部地方整備局)

7 測定結果の報告等

(1) 測定結果の報告

ア 長野県

保健福祉事務所検査課は、毎月の測定結果（速報値）を別に定める様式により翌月第3金曜日までに長野県環境部水大気環境課（以下「水大気環境課」という。）及び地域振興局に報告する。

環境保全研究所は、本計画に基づく要監視項目及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の分析結果を、結果が判明次第速やかに水大気環境課に報告する。

また、保健福祉事務所検査課は、年間の測定結果（確定値）を、環境省の「水質関連システム」のデータ入力支援ツールに入力のうえ水大気環境課に報告する。

イ 長野県以外

測定機関（3(1)及び(2)に定める長野県以外の担当機関をいう。以下同じ。）は、毎月の測定結果（速報値）を別に定める様式、国土交通省システム様式等により翌月第3金曜日までに水大気環境課に報告する。

また、長野市及び松本市は、年間の測定結果（確定値）を環境省の「水質関連システム」のデータ入力支援ツールに入力のうえ水大気環境課に報告する。

(2) 環境基準超過及び異常値等の場合の取扱い

人の健康の保護に関する環境基準項目について、基準値を超過した測定値が得られたときは、すみやかに水大気環境課に報告するとともに、関係機関協力のもと追跡調査等を行い、原因の究明に努める。

また、全ての項目について、過去の数値と比べ著しく異常な数値を確認した場合も、同様に水大気環境課に報告のうえ原因の究明に努める。水大気環境課は関係機関にその情報及び指示した内容を周知する。

(3) 測定結果の記載方法等

ア 報告下限値

報告下限値は、「4 測定項目、環境基準値、報告下限値及び測定方法」（P.7～13）の「報告下限値」欄のとおりとし、報告下限値未満の数値については、「報告下限値未満」（記載例「<0.005」）とする。

イ 数値の取扱い

(ア) 有効数字等

項目	取扱い
環境基準項目等 (以下の項目以外)	ア 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。 イ 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。 ウ 環境基準値が2物質の濃度の和とされている環境基準項目については、2物質の測定値の合計値を求めた後に、上記のア及びイの桁数処理を行う。ただし、2物質の測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。
水温、気温	数値の最小位は小数点以下1桁とし、小数点以下2桁目を切り捨てる。
流量	有効数字を2桁とし、3桁目は切り捨てる。
pH	小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。

(イ) 平均値の計算

ア 平均値の計算に当たっては、有効数字を2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。ただし、大腸菌数の平均値の計算はエによる。
イ 個別の測定値が報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取扱い、平均値を計算する。
ウ 個別の測定値が全て報告下限値未満の場合に限り、平均値を報告下限値未満とする。
エ 大腸菌数の日間平均値は、幾何平均により求めるものとする。その際、個別の測定値が報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取り扱い、幾何平均値を計算する。ただし、同一測定点における同日のすべての検体の測定値が報告下限値未満の場合には、日間平均値を「報告下限値未満」とする。

8 測定結果の公表

(1) 測定結果の取りまとめ

水大気環境課は7(1)及び委託業者からの報告に基づき、月ごとの測定結果(速報値)及び年間の測定結果(確定値)を取りまとめる。

(2) 公表の方法

ア 公表前の事前確認

水大気環境課は公表時まで7(1)の関係機関あて公表内容を送付し、関係機関は内容を確認の上、修正等がある場合にはその旨水大気環境課あて連絡する。

イ 長野県ホームページへの公表

水大気環境課はアで連絡のあった修正等を行い、長野県ホームページで公表する。

ウ その他

緊急に公表を行う必要がある場合は、この限りではない。

9 その他

この計画に定めのない事項については、長野県及び測定機関が協議して定める。

採水地点別測定項目、頻度及び担当機関一覧表（年間調査）

ア 河川

地点番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
河川名	千曲川						相木川			南相木川	湯川	
測定地点名	大芝橋	臼田橋	生田	千曲橋	屋島橋	立ヶ花橋	大関橋	市川橋	除ヶ下橋	栃原橋	土岩2号橋	高瀬橋
市町村	南牧村	佐久市	上田市	千曲市	長野市	中野市	飯山市	飯山市	小海町	北相木村	南相木村	佐久市
環境基準点	BOD等	○	○		○		○	○	○		○	○
	水生生物保全項目	○	○		○		○	○		○	○	○
環境基準類型	BOD等	AAI	AI	AII	AII	AII	AII	AII	AAI	AAI	AAI	AI
	水生生物保全項目	生物AI	生物AI	生物AI	生物AI	生物AI	生物AI	生物AI	生物AI	生物AI	生物特AI	生物特AI
一般項目	天候、流況、臭気、色相	12	12	12	12	4	12	12	12	12	4	12
	気温、水温	12	12	12	12	4	12	12	12	12	4	12
	流量	12	12						12	12	4	12
	全水深 透明度	12	12						12	12	4	12
生活環境項目	pH	12	12	12	12	4	12	12	12			12
	BOD	12	12	12	12	4	12	12	12			12
	COD	12	12						12			12
	SS	12	12	12	12	4	12	12	12			12
	DO	12	12	12	12	4	12	12	12			12
	大腸菌数	12	12	12	12	4	12	12	12			12
	全窒素	4	4			4	4	4	4			4
	全磷	4	4			4	4	4	4			4
健康項目	カドミウム		4	2	2		4	2	4			4
	全シアン		4	2	2		4	2	4			4
	鉛		4	2	2		12	2	4			4
	六価クロム		4	2	2		4	2	4			4
	砒素		4	2	2		4	2	4			4
	総水銀		4	2	2		4	2	4			4
	アルキル水銀											
	PCB			1	1		1	1				
	ジクロロメタン		4	1	1		1	1	4			4
	四塩化炭素		4	1	1		1	1	4			4
	1,2-ジクロロエタン		4	1	1		1	1	4			4
	1,1-ジクロロエチレン		4	1	1		1	1	4			4
	シス-1,2-ジクロロエチレン		4	1	1		1	1	4			4
	1,1,1-トリクロロエタン		4	1	1		1	1	4			4
	1,1,2-トリクロロエタン		4	1	1		1	1	4			4
	トリクロロエチレン		4	1	1		1	1	4			4
	テトラクロロエチレン		4	1	1		1	1	4			4
	1,3-ジクロロプロペン		4	1	1		1	1	4			4
	チウラム		4	1	1		1	1	4			4
	シマジン		4	1	1		1	1	4			4
	チオベンカルブ		4	1	1		1	1	4			4
	ベンゼン		4	1	1		1	1	4			4
	セレン		4	1	1		1	1	4			4
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		4	4	4		4	4	4			4
	ふっ素		4	1	1		1	1	4			4
	ぼう素		4	1	1		1	1	4			4
1,4-ジオキサン		4	1	1		1	1	4			4	
要監視項目	クロロホルム											
	トランス-1,2-ジクロロエチレン											
	1,2-ジクロロプロパン											
	p-ジクロロベンゼン											
	イソキサチオン											
	ダイアジノン											
	フェントロチオン (MEP)											
	イソプロチオラン											
	オキシ銅 (有機銅)											
	クロタロニル (TPN)											
	プロピザミド											
	EPN											
	ジクロロボス (DDVP)											
	フェノフルアルブ (BPMC)											
	イプロベンホス (IBP)											
	クロルニトロフェン (CNP)											
	トルエン											
	キシレン											
	フタル酸ジエチルヘキシル											
	ニッケル											
モリブデン												
アンチモン												
塩化ビニルモノマー												
エピクロロヒドリン												
全マンガン												
ウラン												
PFOS及びPFOA												
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質											
	フェノール類											
	銅											
	溶解性鉄											
※1	溶解性マンガン											
	クロム											
	全亜鉛	4	4	4	4		4	4			4	4
	ノニルフェノール	4	4		4		4	4			4	4
※2	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	4	4		4		4	4			4	4
	クロロホルム【再掲】											
	フェノール											
	ホルムアルデヒド											
その他項目	4-tert-オクチルフェノール											
	アニリン											
	2,4-ジクロロフェノール											
	陰イオン界面活性剤											
	アンモニア性窒素					4	4				4	
	塩化物イオン		4						4		4	4
	濁度					4	4	4				
	クロロフィルa											
	全有機炭素											
	溶解性COD											
溶解性窒素												
りん酸態りん												
透視度	12	12	12	12	4	12	12	12	12	4	4	12
ふん便性大腸菌群数			12	12	4	12	12					
ブレチラクロール												1
担当機関	長野県 (佐久地域振興局)	長野県 (佐久地域振興局)	国土交通省 (北陸地方整備局)	国土交通省 (北陸地方整備局)	国土交通省 (北陸地方整備局)	国土交通省 (北陸地方整備局)	国土交通省 (北陸地方整備局)	長野県 (北信地域振興局)	長野県 (佐久地域振興局)	長野県 (佐久地域振興局)	長野県 (佐久地域振興局)	長野県 (佐久地域振興局)
備考	委託	委託						委託	委託	委託	委託	委託

※1 水生生物保全項目（環境基準） ※2 水生生物保全項目（要監視）

地点番号		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
河川名		鹿曲川	依田川		神川		浦野川		産川	鳥居川		夜間瀬川		
測定地点名		前田橋	立岩上の橋	依田橋	白山真田橋	神川橋	対影橋	八幡橋	堀川橋	鳥居橋	鳥居橋	天川橋	夜間瀬橋	
市町村		東御市	長和町	上田市	上田市	上田市	上田市	上田市	上田市	信濃町	長野市	山ノ内町	山ノ内町	
環境基準点		BOD等		○		○		○		○		○		
環境基準類型		水生生物保全項目		A/A		A/I		A/I		A/I		A/A		
環境基準項目		水生生物保全項目		生物A/I		生物A/I		生物A/I		生物A/I		生物A/I		
一般項目	天候、流況、臭気、色相	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	気温、水温	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	流量	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	全水深	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
生活環境項目	pH	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	BOD	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	COD	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	SS	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	DO	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	大腸菌数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	全窒素	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	全磷	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	カドミウム	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	全シアン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	鉛	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	六価クロム	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
健康項目	砒素	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12	12	12	
	総水銀	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	アルキル水銀													
	PCB													
	ジクロロメタン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	四塩化炭素	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	1,2-ジクロロエタン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	1,1-ジクロロエチレン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	1,1,1-トリクロロエタン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	1,1,2-トリクロロエタン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	トリクロロエチレン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	テトラクロロエチレン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	1,3-ジクロロプロペン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	チウラム	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	シマジン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	チオベンカルブ	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	ベンゼン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	セレン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	ふっ素	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	ぼう素	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	1,4-ジオキサン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	要監視項目	クロロホルム												
		トランス-1,2-ジクロロエチレン												
		1,2-ジクロロプロパン												
		p-ジクロロベンゼン												
		イソキサチオン												
ダイアジノン														
フェントロチオン (MEP)														
イソプロチオラン														
オキシ銅 (有機銅)														
クロタロニル (TPN)														
プロピザミド														
EPN														
ジクロロボス (DDVP)														
フェノフルブ (BPMC)														
イプロベンホス (IBP)														
クロロニトロフェン (CNP)														
トルエン														
キシレン														
フタル酸ジエチルヘキシル														
ニッケル														
モリブデン														
アンチモン														
塩化ビニルモノマー														
エピクロヒドリル														
全マンガン														
ウラン														
PFOS及びPFOA														
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質													
	フェノール類													
	銅													
	溶解性鉄													
	溶解性マンガン													
	クロム													
	全亜鉛	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	ノニルフェノール	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	クロロホルム【再掲】													
※2	フェノール													
	ホルムアルデヒド													
	4-tert-ブチルフェノール													
	アニリン													
	2,4-ジクロロフェノール													
その他項目	陰イオン界面活性剤													
	アンモニア性窒素													
	塩化物イオン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	濁度													
	クロロフィルa													
	全有機炭素													
	溶解性COD													
	溶解性窒素													
	りん酸態りん													
	透視度	12	12	12	12	12	12	4	4	12	12	12	12	
ふん便性大腸菌群数														
プレチラクロール														
担当機関	長野県 (上田地域振興局)	長野県 (上田地域振興局)	長野県 (上田地域振興局)	長野県 (上田地域振興局)	長野県 (上田地域振興局)	長野県 (上田地域振興局)	長野県 (上田地域振興局)	長野県 (上田地域振興局)	長野県 (上田地域振興局)	長野県 (長野地域振興局)	長野市	長野県 (北信地域振興局)	長野県 (北信地域振興局)	
備考	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	

※1 水生生物保全項目 (環境基準) ※2 水生生物保全項目 (要監視)

地点番号		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
河川名		樽川		犀川				奈良井川		鎖川		田川	
測定地点名		戸那子橋	島々谷川合流点上	水殿ダム下	倭橋	田沢橋	睦橋	小市橋	太田橋	島橋	鎖川橋	水神橋	新田川橋
市町村		飯山市	松本市	松本市	松本市	安曇野市	生坂村	長野市	塩尻市	松本市	松本市	塩尻市	松本市
環境基準点		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
環境基準類型		水生物保全項目	水生物保全項目	水生物保全項目	水生物保全項目	水生物保全項目	水生物保全項目	水生物保全項目	水生物保全項目	水生物保全項目	水生物保全項目	水生物保全項目	水生物保全項目
環境基準項目		生物AⅠ	生物特AⅠ	生物特AⅠ	生物AⅠ	生物AⅠ	生物AⅠ	生物AⅠ	生物特AⅠ	生物AⅠ	生物AⅠ	生物AⅠ	生物BⅠ
一般項目	天候、流況、臭気、色相	12	12	4	12	12	12	12	12	12	24	12	24
	気温、水温	12	12	4	12	12	12	12	12	12	24	12	24
	流量	12	12								12	12	12
	全水深	12	12							12	24	12	24
生活環境項目	pH	12	12		12	12	12	12	12	12	24	12	24
	BOD	12	12		12	12	12	12	12	12	24	12	24
	COD	12	12						12	12	24	12	24
	SS	12	12		12	12	12	12	12	12	24	12	24
	DO	12	12		12	12	12	12	12	12	24	12	24
	大腸菌数	12	12		12	12	12	12	12	12	24	12	24
	全窒素	4	2						4	4	2		2
	全窒素	4	2						4	4	2		2
	全窒素	4	2						4	4	2		2
	全窒素	4	2						4	4	2		2
健康項目	カドミウム	4			2	2	2	2	4	2	2		2
	全シアン	4			2	2	2	2	4	2	2		2
	鉛	4			2	2	2	2	4	2	12		12
	六価クロム	4			2	2	2	2	4	2	2		2
	砒素	4			2	2	2	2	4	2	2		2
	総水銀	4			2	2	2	2	4	2	2		2
	アルキル水銀												
	PCB				1	1	1	1		1			
	ジクロロメタン	4			1	1	1	1	4	1	2		2
	四塩化炭素	4			1	1	1	1	4	1	2		2
	1,2-ジクロロエタン	4			1	1	1	1	4	1	2		2
	1,1-ジクロロエチレン	4			1	1	1	1	4	1	2		2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	4			1	1	1	1	4	1	2		2
	1,1,1-トリクロロエタン	4			1	1	1	1	4	1	2		2
	1,1,2-トリクロロエタン	4			1	1	1	1	4	1	2		2
	トリクロロエチレン	4			1	1	1	1	4	1	2		2
	テトラクロロエチレン	4			1	1	1	1	4	1	2		2
	1,3-ジクロロプロペン	4			1	1	1	1	4	1	2		2
	チウラム	4			1	1	1	1	4	1	1		1
	シマジン	4			1	1	1	1	4	1	1		1
	チオベンカルブ	4			1	1	1	1	4	1	1		1
	ベンゼン	4			1	1	1	1	4	1	2		2
	セレン	4			1	1	1	1	4	1	2		2
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4			4	4	4	4	4	4	2		2
	ふっ素	4			1	1	1	1	4	1	2		2
	ほう素	4			1	1	1	1	4	1	2		2
	1,4-ジオキサン	4			1	1	1	1	4	1	2		2
	要監視項目	クロロホルム											
トランス-1,2-ジクロロエチレン													1
1,2-ジクロロプロパン													1
p-ジクロロベンゼン													1
イソキサチオン													1
ダイアジノン													1
フェントロチオン (MEP)													1
イソプロチオラン													1
オキシ銅 (有機銅)													1
クロタロニル (TPN)													1
プロピザミド													1
EPN													1
ジクロロボス (DDVP)													1
フェノフルカルブ (BPMC)													1
イプロベンホス (IBP)													1
クロロニトロフェン (CNP)													1
トルエン													1
キシレン													1
フタル酸ジエチルヘキシル													1
ニッケル													1
モリブデン													1
アンチモン													1
塩化ビニルモノマー												1	
エピクロロヒドリン												1	
全マンガン												1	
ウラン												1	
PFOS及びPFOA												1	
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質												1
	フェノール類												1
	銅												1
	溶解性鉄												1
※1	溶解性マンガン												1
	クロム												1
	全亜鉛	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	ノニルフェノール	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
※2	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	クロロホルム【再掲】												1
	フェノール												1
	ホルムアルデヒド												1
その他項目	4-tert-オクチルフェノール												1
	アニリン												1
	2,4-ジクロロフェノール												1
	陰イオン界面活性剤												1
	アンモニア性窒素							4					1
	塩化物イオン	4							4				1
	濁度												1
	クロロフィルa												1
	全有機炭素												1
	溶解性COD												1
溶解性窒素												1	
りん酸態りん												1	
透視度	12	12	4	12	12	12	12	12	12	24	12	24	
ふん便性大腸菌群数		4		12	12	12	12	4	12	4		4	
プレチラクロール									1				
担当機関	長野県(北信地域振興局)	松本市	松本市	国土交通省(北陸地方整備局)	国土交通省(北陸地方整備局)	国土交通省(北陸地方整備局)	国土交通省(北陸地方整備局)	長野県(松本地域振興局)	国土交通省(北陸地方整備局)	松本市	長野県(松本地域振興局)	松本市	
備考	委託							委託			委託		

※1 水生生物保全項目 (環境基準) ※2 水生生物保全項目 (要監視)

地点番号	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	
河川名	穂高川	高瀬川		農具川	麻績川	裾花川		天竜川					
測定地点名	早春賦歌碑前	鹿島川合流点上	高瀬橋	丹生子橋	込路橋	参宮橋	相生橋	釜口水門	天白橋	新樋橋	中央橋	吉瀬ダム上	
市町村	安曇野市	大町市	安曇野市	大町市	生坂村	長野市	長野市	岡谷市	岡谷市	辰野町	伊那市	駒ヶ根市	
環境基準点	BOD等												
	水生生物保全項目												
環境基準類型	BOD等												
	水生生物保全項目												
一般項目	天候、流況、臭気、色相	12	12	12	4	12	12	12	24	24	24	24	24
	気温、水温	12	12	12	4	12	12	12	24	24	24	24	24
	流量	12	12	12	4	12	12	12	24	24	24	24	24
	全水深	12	12	12	4	12	12	12	24	24	24	12	
生活環境項目	pH	12	12	12		12	12	12	24	24	24	24	24
	BOD	12	12	12		12	12	12	24	24	24	24	24
	COD	12	12	12		12	12	12	24	24	1	4	1
	SS	12	12	12		12	12	12	24	24	24	24	24
	DO	12	12	12		12	12	12	24	24	24	24	24
	大腸菌数	12	12	12		12	12	12	24	24	12	12	12
	全窒素	4	4	4		4	4	4	12	4	1	4	1
	全磷	4	4	4		4	4	4	12	4		4	
	カドミウム	4		4		4		4	4	1			1
	全シアン	4		4		4		4	4	1			1
健康項目	鉛	4		4		4		4	4	4	2	4	
	六価クロム	4		4		4		4	4	1		1	
	砒素	4		4		4		4	4	2	2	2	
	総水銀	4		4		4		4	4	1		1	
	アルキル水銀												
	PCB									1		1	
	ジクロロメタン	4		4		4		4	4	1		1	
	四塩化炭素	4		4		4		4	4	1		1	
	1,2-ジクロロエタン	4		4		4		4	4	1		1	
	1,1-ジクロロエチレン	4		4		4		4	4	1		1	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	4		4		4		4	4	1		1	
	1,1,1-トリクロロエタン	4		4		4		4	4	1		1	
	1,1,2-トリクロロエタン	4		4		4		4	4	1		1	
	トリクロロエチレン	4		4		4		4	4	1		1	
	テトラクロロエチレン	4		4		4		4	4	1		1	
	1,3-ジクロロプロペン	4		4		4		4	4	1		1	
	チウラム	4		4		4		4	4	1		1	
	シマジン	4		4		4		4	4	1		1	
	チオベンカルブ	4		4		4		4	4	1		1	
	ベンゼン	4		4		4		4	4	1		1	
セレン	4		4		4		4	4	1		1		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4		4		4		4	4	4		4		
ふっ素	4		4		4		4	4	2		2		
ぼう素	4		4		4		4	4	2		2		
1,4-ジオキサン	4		4		4		4	4	2		2		
要監視項目	クロロホルム												
	トランス-1,2-ジクロロエチレン												
	1,2-ジクロロプロパン												
	p-ジクロロベンゼン												
	イソキサチオン												
	ダイアジノン												
	フェントロチオン (MEP)												
	イソプロチオラン												
	オキシ銅 (有機銅)												
	クロロタロニル (TPN)												
	プロピザミド												
	EPN												
	ジクロロボス (DDVP)												
	フェノフルカルブ (BPMC)												
	イプロベンホス (IBP)												
	クロルニトロフェン (CNP)												
	トルエン												
	キシレン												
	フタル酸ジエチルヘキシル												
	ニッケル												
モリブデン													
アンチモン													
塩化ビニルモノマー													
エピクロロヒドリン													
全マンガン													
ウラン													
PFOS及びPFOA													
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質									1		1	
	フェノール類									1		1	
	銅									2		2	
	溶解性鉄									2		2	
	溶解性マンガン									2		2	
	クロム									1		1	
※1	全亜鉛	4	4	4	4	4	4	4	4	12	4	12	
	ノニルフェノール	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	クロロホルム【再掲】												
※2	フェノール												
	ホルムアルデヒド												
	4-tert-ブチルフェノール									1		1	
	アニリン									1		1	
その他項目	2,4-ジクロロフェノール									1		1	
	陰イオン界面活性剤												
	アンモニア性窒素		4								4		
	塩化物イオン	4	4	4		4			4	1	4	1	
	濁度									24	24	24	
	クロロフィルa								12	12			
	全有機炭素												
	溶解性COD												
	溶解性窒素												
	りん酸態りん												
透視度	12	12	12	4	12	12	12	24	24	24	24		
ふん便性大腸菌群数	4		4							4	4		
ブレチラクロール	1												
担当機関	長野県 (松本地域振興局)	長野県 (北747'地域振興局)	長野県 (松本地域振興局)	長野県 (北747'地域振興局)	長野県 (松本地域振興局)	長野市	長野市	長野県 (諏訪地域振興局)	長野県 (諏訪地域振興局)	国土交通省 (中部地方整備局)	国土交通省 (中部地方整備局)	国土交通省 (中部地方整備局)	
備考	委託	委託	委託	委託	委託			委託	委託	通日調査あり (1回/年)			

※1 水生生物保全項目 (環境基準)

※2 水生生物保全項目 (要監視)

地点番号		49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	
河川名		天竜川				横川	三峰川		小洪川		松川		阿智川	
測定地点名		宮ヶ瀬橋	天竜橋	つじ橋	南宮橋	中央橋	竜東橋	杉島橋	鹿塩川合流点上	小洪ダム	妙琴橋	永代橋	万才大橋下	
市町村		松川町	飯田市	飯田市	阿南町	辰野町	伊那市	伊那市	大鹿村	中川村	飯田市	飯田市	飯田市	
環境基準点		BOD等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
環境基準類型		水生生物保全項目		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
環境基準項目		AI	AI	AI	AI	AAH	AI	AI	AAI	AAI	AAI	AH	AAI	
環境基準項目		生物AI	生物AI	生物AI	生物AI	生物特AI	-	生物特AI	生物AI	生物AI	生物AI	生物AI	生物AI	
一般項目	天候、流況、臭気、色相	12	12	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	気温、水温	12	12	24	12	12	12	12	4	12	12	12	12	
	流量	12	12	24	12	12	12	12	4	12	12	12	12	
	全水深	12	12	24	12	12	12	12	4	12	12	12	12	
生活環境項目	pH	12	12	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	BOD	12	12	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	COD	1	4	4	4	12	4	4	12	12	12	12	12	
	SS	12	12	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	DO	12	12	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	大腸菌数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	全窒素	1	4	4	4	4	4	4	12	12	12	4	4	
	全磷	1	4	4	4	4	4	4	12	12	12	4	4	
	健康項目	カドミウム			2		4	1		6		4	4	4
		全シアン			1		4	1		6		4	4	4
鉛		2	2	4	2	4	4		6		4	4	4	
六価クロム				1		4	1		6		4	4	4	
砒素		2	2	2	2	4	2		6		4	4	4	
総水銀				1		4	1		6		4	4	4	
アルキル水銀									2					
PCB				1			1		2					
ジクロロメタン				1		4	1		2			4	4	
四塩化炭素				1		4	1		2			4	4	
1,2-ジクロロエタン				1		4	1		2			4	4	
1,1-ジクロロエチレン				1		4	1		2			4	4	
シス-1,2-ジクロロエチレン				1		4	1		2			4	4	
トリス(1,1,2-トリクロロエタン)				1		4	1		2			4	4	
トリス(1,1,2-トリクロロエタン)				1		4	1		2			4	4	
トリクロロエチレン				1		4	1		2			4	4	
テトラクロロエチレン				1		4	1		2			4	4	
1,3-ジクロロプロペン				1		4	1		2			4	4	
チウラム				1		4	1		2			4	4	
シマジン				1		4	1		2			4	4	
チオベンカルブ				1		4	1		2			4	4	
ベンゼン				1		4	1		2			4	4	
セレン				1		4	1		2			4	4	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素				4		4	4		12			4	4	
ふっ素				2		4	2		2			4	4	
ぼう素				2		4	2		2			4	4	
1,4-ジオキサン				2		4	2		2			4	4	
要監視項目		クロロホルム												
		トランス-1,2-ジクロロエチレン												
		1,2-ジクロロプロパン												
	p-ジクロロベンゼン													
	イソキサチオン													
	ダイアジノン													
	フェントロチオン (MEP)													
	イソプロチオラン													
	オキシ銅 (有機銅)													
	クロタロニル (TPN)													
	プロピザミド													
	EPN													
	ジクロロボス (DDVP)													
	フェノフルカルブ (BPMC)													
	イプロベンホス (IBP)													
	クロロニトロフェン (CNP)													
	トルエン													
	キシレン													
	フタル酸ジエチルヘキシル													
	ニッケル													
	モリブデン													
	アンチモン													
	塩化ビニルモノマー													
	エピクロヒドリル													
	全マンガン													
ウラン														
PFOS及びPFOA														
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質			1			1							
	フェノール類			1			1		2					
	銅			2			2		2					
	溶解性鉄			2			2		2					
	溶解性マンガン			2			2		2					
	クロム			1			1		2					
	全亜鉛		4	12	4	4	12	4	6	4	4	4	4	
	ノニルフェノール			4		4	4	4	4	4	4	4	4	
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩			4		4	4	4	4	4	4	4	4	
	※2	クロロホルム【再掲】												
フェノール														
ホルムアルデヒド														
4-tert-ブチルフェノール				1					1					
アニリン				1					1					
その他項目	2,4-ジクロロフェノール			1					1					
	陰イオン界面活性剤								12					
	アンモニア性窒素		4		4		4	4	12	4				
	塩化物イオン	1	4		4	4	4	4	12	4	4	4	4	
	濁度	12	12	24	12		12		12					
	クロロフィルa								12					
	全有機炭素													
	溶解性COD													
	溶解性窒素													
	りん酸態りん								12					
透視度	12	12	24	12	12	12	4	12	12	12	12	12		
ふん便性大腸菌群数	4	4	4	4		4			4					
プレチラクロール														
担当機関	国土交通省 (中部地方整備局)	国土交通省 (中部地方整備局)	国土交通省 (中部地方整備局)	国土交通省 (中部地方整備局)	長野県 (上伊那地域振興局)	国土交通省 (中部地方整備局)	長野県 (上伊那地域振興局)	長野県 (南信州地域振興局)	国土交通省 (中部地方整備局)	長野県 (南信州地域振興局)	長野県 (南信州地域振興局)	長野県 (南信州地域振興局)		
備考			通日調査あり (1回/年)		委託		委託	委託		委託	委託	委託		

※1 水生生物保全項目 (環境基準)

※2 水生生物保全項目 (要監視)

地点番号	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72
河川名	和知野川	遠山川	宮川		上川		砥川	横河川	木曾川			王滝川
測定地点名	和知野川 キャンプ場	折立橋	西茅野大橋	宮川橋	矢ヶ崎橋	洪崎橋	鷹の橋	よこかわ川橋	新首橋	小川橋	三根橋	桑原
市町村	天龍村	天龍村	茅野市	諏訪市	茅野市	諏訪市	下諏訪町	岡谷市	木祖村	上松町	南木曾町	木曾町
環境基準点	BOD等	○	○	○	○	○	○	○				○
	水生生物保全項目	○	○	○	○	○	○	○				○
環境基準類型	BOD等	AAI	AAI	AII	AII	AI	AI	AI	AAI	AAI	AAI	AAI
	水生生物保全項目	生物AI	生物AI	生物AI	生物AI	生物AI	生物AI	生物AI	生物AI	生物AI	生物AI	生物AI
一般項目	天候、流況、臭気、色相	14	12	12	24	12	24	12	12	12	12	12
	気温、水温	14	12	12	24	12	24	12	12	12	12	12
	流量	14	12	12	24	12	24	12	12	12	12	12
	全水深	14	12	12	24	12	24	12	12	12	12	12
生活環境項目	透明度	4										
	pH	14	12	12	24	12	24	12	12	12	12	12
	BOD	12	12	12	24	12	24	12	12	12	12	12
	COD	14	12	12	24	12	24	12	12	12	12	12
	SS	12	12	12	24	12	24	12	12	12	12	12
	DO	12	12	12	24	12	24	12	12	12	12	12
	大腸菌数	14	12	12	24	12	24	12	12	12	12	12
	全窒素	4	4	12	12	12	12	12			4	4
	全磷	4	4	12	12	12	12	12			4	4
	カドミウム	4	4		4		4	4	4		4	4
健康項目	全シアン	4	4		4		4	4	4		4	4
	鉛	4	4		4		4	4	4		4	4
	六価クロム	4	4		4		4	4	4		4	4
	砒素	4	4		4		4	4	4		4	4
	総水銀	4	4		4		4	4	4		4	4
	アルキル水銀											
	PCB											
	ジクロロメタン	4	4		4		4	4	4		4	4
	四塩化炭素	4	4		4		4	4	4		4	4
	1,2-ジクロロエタン	4	4		4		4	4	4		4	4
	1,1-ジクロロエチレン	4	4		4		4	4	4		4	4
	シス-1,2-ジクロロエチレン	4	4		4		4	4	4		4	4
	1,1,1-トリクロロエタン	4	4		4		4	4	4		4	4
	1,1,2-トリクロロエタン	4	4		4		4	4	4		4	4
	トリクロロエチレン	4	4		4		4	4	4		4	4
	テトラクロロエチレン	4	4		4		4	4	4		4	4
	1,3-ジクロロプロペン	4	4		4		4	4	4		4	4
	チウラム	4	4		4		4	4	4		4	4
	シマジン	4	4		4		4	4	4		4	4
	チオベンカルブ	4	4		4		4	4	4		4	4
ベンゼン	4	4		4		4	4	4		4	4	
セレン	4	4		4		4	4	4		4	4	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	4		4		4	4	4		4	4	
ふっ素	4	4		4		4	4	4		4	4	
ぼう素	4	4		4		4	4	4		4	4	
1,4-ジオキサン	4	4		4		4	4	4		4	4	
要監視項目	クロロホルム											
	トランス-1,2-ジクロロエチレン											
	1,2-ジクロロプロパン											
	p-ジクロロベンゼン											
	イソキサチオン											
	ダイアジノン											
	フェントロチオン (MEP)											
	イソプロチオラン											
	オキシ銅 (有機銅)											
	クロタロニル (TPN)											
	プロピザミド											
	EPN											
	ジクロロボス (DDVP)											
	フェノフルブ (BPMC)											
	イプロベンホス (IBP)											
	クロルニトロフェン (CNP)											
	トルエン											
	キシレン											
	フタル酸ジエチルヘキシル											
	ニッケル											
モリブデン												
アンチモン												
塩化ビニルモノマー												
エピクロヒドリル												
全マンガン												
ウラン												
PFOS及びPFOA												
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質											
	フェノール類											
	銅											
	溶解性鉄											
溶解性マンガン												
クロム												
※1 全亜鉛	4	4		4		4	4	4		4	4	
※1 ノニルフェノール	4	4		4		4	4	4		4	4	
※1 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	4	4		4		4	4	4		4	4	
※2 クロロホルム【再掲】												
※2 フェノール												
※2 ホルムアルデヒド												
※2 4-tert-オクチルフェノール												
※2 アニリン												
※2 2,4-ジクロロフェノール												
その他項目	陰イオン界面活性剤											
	アンモニア性窒素											
	塩化物イオン	4	4		4		4	4	4		4	4
	濁度											
	クロロフィルa											
	全有機炭素											
	溶解性COD											
	溶解性窒素											
りん酸態りん												
透視度	14	12	12	24	12	24	12	12	12	12	12	
ふん便性大腸菌群数	6					4	4					
プレテラクロール				1								
担当機関	長野県 (南信州地域振興局)	長野県 (南信州地域振興局)	長野県 (諏訪地域振興局)	長野県 (諏訪地域振興局)	長野県 (諏訪地域振興局)	長野県 (諏訪地域振興局)	長野県 (諏訪地域振興局)	長野県 (諏訪地域振興局)	長野県 (木曾地域振興局)	長野県 (木曾地域振興局)	長野県 (木曾地域振興局)	長野県 (木曾地域振興局)
備考	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託

※1 水生生物保全項目 (環境基準) ※2 水生生物保全項目 (要監視)

地点番号		73	74	75	76	77	78	79
河川名		王滝川	西野川	釜無川	矢作川	姫川		中津川
測定地点名		松原橋	本社橋	武智川合流点上	桃田橋	天神宮橋	宮本橋	切明
市町村		王滝村	木曾町	富士見町	根羽村	白馬村	小谷村	栄村
環境基準点		BOD等		○		○		○
環境基準類型		BOD等		A A I		A I		A A I
水生生物保全項目		生物特A I	生物A I	生物A I	生物A I	生物A I	生物A I	生物A I
一般項目	天候、流況、臭気、色相	4	4	12	12	12	12	7
	気温、水温	4	4	12	12	12	12	7
	流量	4	4	12	12	12	12	7
	全水深	4	4	12	12	12	12	7
	透明度			12	12	12	12	7
生活環境項目	pH			12	12	12	12	7
	BOD			12	12	12	12	7
	COD			12	12	12	12	7
	SS			12	12	12	12	7
	DO			12	12	12	12	7
	大腸菌数			12	12	12	12	7
	全窒素			4	4		4	3
	全磷			4	4		4	3
	カドミウム			4	4		4	
	全シアン			4	4		4	
健康項目	鉛			4	4		4	
	六価クロム			4	4		4	
	砒素			4	4		4	
	総水銀			4	4		4	
	アルキル水銀							
	PCB							
	ジクロロメタン			4	4		4	
	四塩化炭素			4	4		4	
	1,2-ジクロロエタン			4	4		4	
	1,1-ジクロロエチレン			4	4		4	
	シス-1,2-ジクロロエチレン			4	4		4	
	1,1,1-トリクロロエタン			4	4		4	
	1,1,2-トリクロロエタン			4	4		4	
	トリクロロエチレン			4	4		4	
	テトラクロロエチレン			4	4		4	
	1,3-ジクロロプロペン			4	4		4	
	チウラム			4	4		4	
	シマジン			4	4		4	
	チオベンカルブ			4	4		4	
	ベンゼン			4	4		4	
	セレン			4	4		4	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			4	4		4	
	ふっ素			4	4		4	
	ほう素			4	4		4	
	1,4-ジオキサン			4	4		4	
要監視項目	クロロホルム							
	トランス-1,2-ジクロロエチレン							
	1,2-ジクロロプロパン							
	p-ジクロロベンゼン							
	イソキサチオン							
	ダイアジノン							
	フェントロチオン (MEP)							
	イソプロチオラン							
	オキシ銅 (有機銅)							
	クロタロニル (TPN)							
	プロピザミド							
	EPN							
	ジクロロボス (DDVP)							
	フェノプロカルブ (BPMC)							
	イプロベンホス (IBP)							
	クロルニトロフェン (CNP)							
	トルエン							
	キシレン							
	フタル酸ジエチルヘキシル							
	ニッケル							
	モリブデン							
	アンチモン							
	塩化ビニルモノマー							
	エピクロヒドリル							
	全マンガン							
ウラン								
PFOS及びPFOA								
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質							
	フェノール類							
	銅							
	溶解性鉄							
	溶解性マンガン							
※1	クロム							
	全亜鉛	4	4	4	4		4	3
	ノニルフェノール	4	4	4	4		4	3
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	4	4	4	4		4	3
※2	クロロホルム【再掲】							
	フェノール							
	ホルムアルデヒド							
	4-tert-オクチルフェノール							
その他項目	アニリン							
	2,4-ジクロロフェノール							
	陰イオン界面活性剤							
	アンモニア性窒素	4						
	塩化物イオン	4		4	4		4	
	濁度							
	クロロフィルa							
	全有機炭素							
	溶解性COD							
	溶解性窒素							
	りん酸態りん							
	透視度	4	4	12	12	12	12	7
ふん便性大腸菌群数								
プレチラクロール								
担当機関	長野県 (木曾地域振興局)	長野県 (木曾地域振興局)	長野県 (諏訪地域振興局)	長野県 (南信州地域振興局)	長野県 (北772'2地域振興局)	長野県 (北772'2地域振興局)	長野県 (北信地域振興局)	
備考	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託 5~11月	

※1 水生生物保全項目 (環境基準) ※2 水生生物保全項目 (要監視)

イ 湖沼

地点番号	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90		
湖沼名	猪名湖	女神湖	大座法師池	丸池	琵琶池	みどり湖	美鈴湖	青木湖	中綱湖	木崎湖			
測定地点名	流出部	流出部	流出部	流出部	流出部	流出部	流出部	流出部	流出部	湖心	流出部		
市町村	小海町	立科町	長野市	山ノ内町	山ノ内町	塩尻市	松本市	大町市	大町市	大町市	大町市		
環境基準点	BOD等												
	水生生物保全項目												
環境基準類型	BOD等												
	水生生物保全項目												
一般項目	天候、流況、臭気、色相	9	9	12	8	8	12	8	12	12	16	12	
	気温、水温	9	9	12	8	8	12	8	12	12	16	12	
	流量												
生活環境項目	全水深										16		
	透明度										16		
	pH	9	9	12	8	8	12	8	12	12	16	12	
	BOD	9	9	12	8	8	12		12	12	8	12	
	COD	9	9	12	8	8	12	8	12	12	16	12	
	SS	9	9	12	8	8	12	8	12	12	16	12	
	DO	9	9	12	8	8	12	8	12	12	16	12	
	大腸菌数	9	9	12	8	8	12	8	12	12	16	12	
	全窒素	9	9	12	8	8	12	8	12	12	16	12	
	全窒素	9	9	12	8	8	12	8	12	12	16	12	
	全磷	9	9	12	8	8	12	8	12	12	16	12	
	健康項目	カドミウム	3	3	1	3	3	4	1	4	4	4	4
全シアン		3	3	1	3	3	4	1	4	4	4	4	
鉛		3	3	1	3	3	4	1	4	4	4	4	
六価クロム		3	3	1	3	3	4	1	4	4	4	4	
砒素		3	3	1	3	3	4	1	4	4	4	4	
総水銀		3	3	1	3	3	4	1	4	4	4	4	
アルキル水銀													
PCB													
ジクロロメタン		3	3	1	3	3	4	1	4	4		4	
四塩化炭素		3	3	1	3	3	4	1	4	4		4	
1,2-ジクロロエタン		3	3	1	3	3	4	1	4	4		4	
1,1-ジクロロエチレン		3	3	1	3	3	4	1	4	4		4	
シス-1,2-ジクロロエチレン		3	3	1	3	3	4	1	4	4		4	
トリス-1,1,1-トリクロロエタン		3	3	1	3	3	4	1	4	4		4	
1,1,2-トリクロロエタン		3	3	1	3	3	4	1	4	4		4	
トリクロロエチレン		3	3	1	3	3	4	1	4	4		4	
テトラクロロエチレン		3	3	1	3	3	4	1	4	4		4	
1,3-ジクロロプロペン		3	3	1	3	3	4	1	4	4		4	
チウラム		3	3	1	3	3	4	1	4	4		4	
シマジン		3	3	1	3	3	4	1	4	4		4	
チオベンカルブ		3	3	1	3	3	4	1	4	4		4	
ベンゼン		3	3	1	3	3	4	1	4	4		4	
セレン		3	3	1	3	3	4	1	4	4		4	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		9	9	1	8	8	12	1	12	12	16	12	
ふっ素		3	3	1	3	3	4	1	12	12	16	12	
ぼう素		3	3	1	3	3	4	1	4	4		4	
1,4-ジオキサン		3	3	1	3	3	4	1	4	4		4	
要監視項目		クロロホルム	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
		トランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
		1,2-ジクロロプロパン	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
		p-ジクロロベンゼン	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
		イソキサチオン											
		ダイアジノン											
		フェントロチオン (MEP)											
		イソプロチオラン											
	オキシ銅 (有機銅)												
	クロタロニル (TPN)												
	プロピザミド												
	EPN												
	ジクロロボス (DDVP)												
	フェノフルカルブ (BPMC)												
	イプロベンホス (IBP)												
	クロルニトロフェン (CNP)												
	トルエン	1	1		1	1	1		1	1		1	
	キシレン	1	1		1	1	1		1	1		1	
	フタル酸ジエチルヘキシル												
	ニッケル	1	1		1	1	1		1	1		1	
	モリブデン												
	アンチモン												
	塩化ビニルモノマー												
	エピクロロヒドリン												
	全マンガン	1	1		1	1	1		1	1		1	
ウラン	1	1		1	1	1		1	1		1		
PFOS及びPFOA													
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質												
	フェノール類												
	銅												
	溶解性鉄												
	溶解性マンガン												
	クロム												
	全亜鉛	3	3	4	3	3	4	3	4	4		4	
	ノニルフェノール	3	3	4	3	3	4	3	4	4		4	
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	3	3	4	3	3	4	3	4	4		4	
	クロロホルム【再掲】	1	1		1	1	1		1	1		1	
※2	フェノール												
	ホルムアルデヒド	1	1		1	1	1	1	1		1		
	4-tert-ブチルフェノール												
	アニリン												
その他項目	2,4-ジクロロフェノール												
	陰イオン界面活性剤												
	アンモニア性窒素						12		12	12	16	12	
	塩化物イオン	3	3		3	3	12		12	12	16	12	
	濁度												
	クロロフィルa	9	9	12	8	8	12	8	12	12	16	12	
	全有機炭素												
	溶解性COD			12			12		12	12	16	12	
	溶解性窒素						12		12	12	16	12	
	りん酸態りん						12		12	12	16	12	
	透視度	9	9	12	8	8	12	8	12	12	16	12	
	ふん便性大腸菌群数	3	3		3		4	3			3		
プレテラクロール													
担当機関	長野県 (佐久地域振興局)	長野県 (佐久地域振興局)	長野市	長野県 (北信地域振興局)	長野県 (北信地域振興局)	長野県 (松本地域振興局)	松本市	長野県 (北747 3地域振興局)	長野県 (北747 3地域振興局)	長野県 (北747 3地域振興局)	長野県 (北747 3地域振興局)		
	委託 4~12月	委託 4~12月		委託 5~12月	委託 5~12月			4~11月			4~11月		
備考													

※1 水生生物保全項目 (環境基準) ※2 水生生物保全項目 (要監視)

地点番号		91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	
湖沼名		諏訪湖			白樺湖	蓼科湖	野尻湖				味噌川ダム	
測定地点名		湖心	初島西	塚間川沖 200m	流出部	流出部	水穴	弁天島西	湖心	金山	貯水池内 基準地点	
市町村		諏訪市			岡谷市	茅野市	茅野市	信濃町	信濃町	信濃町	信濃町	木祖村
環境基準点	BOD等	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
	水生生物保全項目	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
環境基準類型	BOD等	AⅡⅣⅡ	AⅡⅣⅡ	AⅡⅣⅡ	AⅡ	AⅡ	AAⅡⅠⅡ	AAⅡⅠⅡ	AAⅡⅠⅡ	AAⅡⅠⅡ	AⅡⅡⅡ	
	水生生物保全項目	湖沼生物AⅡ	湖沼生物AⅡ	湖沼生物AⅡ	湖沼生物AⅡ	湖沼生物AⅡ	-	湖沼生物AⅡ	湖沼生物AⅡ	湖沼生物特BⅡ	湖沼生物AⅡ	
一般項目	天候、流況、臭気、色相	48	48	48	12	12	12	24	24	4	36	
	気温、水温	48	48	48	12	12	12	24	24	4	36	
	流量											
	全水深	24	24	24			12	24	24	4	12	
生活環境項目	透明度	24	24	24			12	24	24	4	12	
	pH	48	48	48	12	12	12	24	24		36	
	BOD	24	12	12	12	12	12	12	12		36	
	COD	48	48	48	12	12	12	24	24		36	
	SS	48	48	48	12	12	12	24	24		36	
	DO	48	48	48	12	12	12	24	24		36	
	大腸菌数	48	48	48	12	12	12	24	24		36	
	全窒素	24	24	24	12	12	12	24	24		36	
	全磷	24	24	24	12	12	12	24	24		36	
	健康項目	カドミウム	8	4	4	4	4			4		1
		全シアン	8	4	4	4	4			4		1
		鉛	8	4	4	4	4			4		1
六価クロム		8	4	4	4	4			4		1	
砒素		16	4	4	4	12			4		1	
総水銀		8	4	4	4	4			4		1	
アルキル水銀											1	
PCB		8									1	
ジクロロメタン		8	4	4	4	4			4		1	
四塩化炭素		8	4	4	4	4			4		1	
1,2-ジクロロエタン		8	4	4	4	4			4		1	
1,1-ジクロロエチレン		8	4	4	4	4			4		1	
シス-1,2-ジクロロエチレン		8	4	4	4	4			4		1	
1,1,1-トリクロロエタン		8	4	4	4	4			4		1	
1,1,2-トリクロロエタン		8	4	4	4	4			4		1	
トリクロロエチレン		8	4	4	4	4			4		1	
テトラクロロエチレン		8	4	4	4	4			4		1	
1,3-ジクロロプロペン		8	4	4	4	4			4		1	
チウラム		8	4	4	4	4			4		1	
シマジン		8	4	4	4	4			4		1	
チオベンカルブ		8	4	4	4	4			4		1	
ベンゼン		8	4	4	4	4			4		1	
セレン		8	4	4	4	4			4		1	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		24	4	4	12	12			24		36	
ふっ素		24	4	4	4	4			24		1	
ぼう素		8	4	4	4	4			4		1	
1,4-ジオキサン		8	4	4	4	4			4		1	
要監視項目		クロロホルム	1			1	1			1		
		トランス-1,2-ジクロロエチレン	1			1	1			1		
		1,2-ジクロロプロパン	1			1	1			1		
		p-ジクロロベンゼン	1			1	1			1		
		イソキサチオン										
	ダイアジノン											
	フェントロチオン (MEP)											
	イソプロチオラン											
	オキシ銅 (有機銅)											
	クロロタロニル (TPN)											
	プロピザミド											
	EPN											
	ジクロロボス (DDVP)											
	フェノフルカルブ (BPMC)											
	イプロベンホス (IBP)											
	クロルニトロフェン (CNP)											
	トルエン	1			1	1			1			
	キシレン	1			1	1			1			
	フタル酸ジエチルヘキシル											
	ニッケル	1			1	1			1			
	モリブデン											
	アンチモン											
	塩化ビニルモノマー											
	エピクロロヒドリン											
全マンガン	24				1	1		1				
ウラン	1				1	1		1				
PFOS及びPFOA												
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質											
	フェノール類											
	銅											
	溶解性鉄											
※1	溶解性マンガン	24										
	クロム											
	全亜鉛	8	4	4	4	4		4	8	4	12	
	ノニルフェノール	8	4	4	4	4		4	8	4	12	
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	8	4	4	4	4		4	8	4	12	
	※2	クロロホルム【再掲】	1			1	1			1		
		フェノール										
		ホルムアルデヒド	1			1	1			1		
		4-tert-オクチルフェノール										
	その他項目	アニリン										
		2,4-ジクロロフェノール										
		陰イオン界面活性剤										
アンモニウム性窒素		24			12	12			24		36	
塩化物イオン		24	4	4	4	4			24		36	
濁度											36	
クロロフィルa		24	12	12	12	12			24		36	
全有機炭素		24	12	12								
溶解性COD		24							24			
溶解性窒素		24			12	12			24			
りん酸態りん		24			12	12			24			
透視度		48	48	48	12	12						
ふん便性大腸菌群数	6	6	6	4	4			4				
プレチラクロール												
担当機関	長野県 (諏訪地域 振興局)	長野県 (諏訪地域 振興局)	長野県 (諏訪地域 振興局)	長野県 (諏訪地域 振興局)	長野県 (諏訪地域 振興局)	長野県 (諏訪地域 振興局)	長野県 (長野地域 振興局)	長野県 (長野地域 振興局)	長野県 (長野地域 振興局)	長野県 (長野地域 振興局)	水資源機構	
備考				委託	委託							

※1 水生生物保全項目 (環境基準) ※2 水生生物保全項目 (要監視)

Ⅱ 地下水質常時監視

1 趣旨

この計画は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 16 条の規定により、長野県の区域に属する地下水の水質測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものである。

2 実施期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

3 調査区分

(1) 概況調査

県内の全体的な地下水質の状況を把握するため、次により水質測定を実施する。

ア 長野県

県内を約 5 km のメッシュ（日本産業規格（以下「JIS」という。）X0410 の 3.1 に定める第 2 次地域区画を経線方向及び緯線方向に 2 等分した区域）に区分し、各メッシュ毎に 1 井戸を調査する。なお、過去の調査で汚染状況が十分に把握できていると判断されているメッシュは調査対象から除くこととする。

また、汚染の可能性が高い地域及び汚染による利水影響が大きいと考えられる地域を「重点地域」とし、複数井戸若しくは複数年の調査を実施する。

イ 長野市

長野市内を約 2.5 km のメッシュ（JIS X0410 の 3.1 に定める第 2 次地域区画を経線方向及び緯線方向に 4 等分した区域）に区分し、さらにメッシュを工場の立地や地下水の使用状況、人口密度を勘案して市街地メッシュ、中山間地メッシュ、山岳地メッシュに分ける。次に市街地メッシュは 1 メッシュを 1 ユニット、中山間地は 4 メッシュを 1 ユニットとして、32 ユニットに組み合わせる。なお、集落がほとんどない山岳地については選定メッシュから除く。さらに 4 ユニートを 1 ブロックとして 8 ブロックに組み合わせ、各ブロックから 2 ユニートを選り、各ユニット毎に 1 井戸を調査対象とする。

ウ 松本市

○概況調査 1

松本市内を約 5 km のメッシュ（JIS X0410 の 3.1 に定める第 2 次地域区画を経線方向及び緯線方向に 2 等分した区域）で区切り、そのメッシュごとに 1 井戸を選定し、ローリング方式により市内の状況を把握する。

○概況調査 2

松本市内を約 2.5 km のメッシュ（JIS X0410 の 3.1 に定める第 2 次地域区画を経線方向及び緯線方向に 4 等分した区域）で区切り、そのメッシュごとに 1 井戸を選定し、ローリング方式により市内の状況を把握する。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査又は事業者からの報告等により、地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号。以下「環境基準」という。）を超える汚染が新たに判明した場合に、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するため、判明後速やかに周辺井戸の水質測定を実施する。

(3) 継続監視調査

これまでに判明した汚染地域について継続的に監視を行うため、水質測定を実施する。

なお、調査対象地域で行っている全ての継続監視調査対象項目の測定結果が、2年間連続して環境基準を満たし、その上で、汚染範囲内で再度汚染井戸周辺地区調査を行い全ての地点が環境基準以下であることを確認した場合は、次年度から継続監視調査を終了することができる。

4 調査方法

(1) 測定項目及び測定頻度

ア 概況調査

項 目		県	長野市	松本市
環境基準項目	カドミウム	○	○	
	全シアン	○	○	
	鉛	○	○	○
	六価クロム	○	○	○
	砒素	○	○	○
	総水銀	○	○	○
	アルキル水銀	○	○	○
	PCB	○	○	
	ジクロロメタン	○	○	○
	四塩化炭素	○	○	
	クロロエチレン	○	○	
	1,2-ジクロロエタン	○	○	○
	1,1-ジクロロエチレン	○	○	○
	1,2-ジクロロエチレン	○	○	○
	1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○
	1,1,2-トリクロロエタン	○	○	
	トリクロロエチレン	○	○	○
	テトラクロロエチレン	○	○	○
	1,3-ジクロロプロペン	○	○	
	チウラム	○	○	
	シマジン	○	○	
	チオベンカルブ	○	○	
	ベンゼン	○	○	
	セレン	○	○	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	○	○
	ふっ素	○	○	○
ほう素	○	○	○	
1,4-ジオキサン	○	○		
要監視項目	クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン(MEP)、イソプロチオラン、オキシ銅(有機銅)、クロロタロニル(TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロロボス(DDVP)、フェノブカルブ(BPMC)、イプロベンホス(IBP)、クロルニトロフェン(CNP)、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガ、ウラン、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)		○ (PFOS・PFOAを除く)	
測定頻度		1回/年	2回/年	1回/年

イ 汚染井戸周辺地区調査

(ア) 測定項目

汚染が判明している項目又は汚染の可能性が高い項目及びそれらの分解生成物のうち環境基準項目

(イ) 測定頻度

汚染判明後速やかに実施する。

ウ 継続監視調査

(ア) 測定項目

当該地域において汚染が判明している項目。

ただし、揮発性有機化合物についてはそれらの分解生成物を考慮し、次表の項目を測定する。

項 目		県	長野市
環境基準項目	ジクロロメタン		○
	四塩化炭素		○
	クロロエチレン	○	○
	1,2-ジクロロエタン		○
	1,1-ジクロロエチレン	○	○
	1,2-ジクロロエチレン	○	○
	1,1,1-トリクロロエタン	○	○
	1,1,2-トリクロロエタン		○
	トリクロロエチレン	○	○
	テトラクロロエチレン	○	○
	1,3-ジクロロプロペン		○
	ベンゼン		○
	1,4-ジオキサン		○
	要監視項目	クロロホルム	
1,2-ジクロロプロパン			○
p-ジクロロベンゼン			○
トルエン			○
キシレン			○

(イ) 測定頻度

1～2回/年

(2) 調査担当機関・分析担当機関

ア 長野県

調査担当機関は、測定対象井戸の所在地を所管する地域振興局環境担当課とする。

分析担当機関は、概況調査については民間委託とし、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査については測定対象井戸の所在地を佐久、上田、北アルプス、長野及び北信地域振興局が所管する場合は長野保健福祉事務所検査課、諏訪、上伊那、南信州、木曽、松本地域振興局が所管する場合は松本保健福祉事務所検査課とする。

イ 長野市及び松本市

調査担当機関及び分析担当機関は、それぞれ測定対象井戸の所在地を所管する市とする。

(3) 測定方法

ア 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月13日環境庁告示第10号 最終改正 令和3年10月7日環境省告示第63号)

測定項目		環境基準値	報告下限値	測定方法
環境基準項目	カドミウム	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L	JIS K0102の55.2、55.3又は55.4
	全シアン	検出されないこと	0.1 mg/L	JIS K0102の38.1.2 (38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2.2、38.1.2及び38.3、38.1.2及び38.5又は告示 ^{※1} 付表1
	鉛	0.01 mg/L以下	0.005 mg/L	JIS K0102の54
	六価クロム	0.02 mg/L以下	0.01 mg/L	JIS K0102の65.2 (65.2.2及び65.2.7を除く。) ※2
	砒素	0.01 mg/L以下	0.005 mg/L	JIS K0102の61.2、61.3又は61.4
	総水銀	0.0005 mg/L以下	0.0005 mg/L	告示 ^{※1} 付表2
	アルキル水銀 ^{※3}	検出されないこと	0.0005 mg/L	告示 ^{※1} 付表3
	PCB	検出されないこと	0.0005 mg/L	告示 ^{※1} 付表4
	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	クロロエチレン	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	平成9年環境庁告示第10号付表
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	0.0004 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.01 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.004 mg/L	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	0.0005 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	0.0006 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.0005 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	チウラム	0.006 mg/L以下	0.0006 mg/L	告示 ^{※1} 付表5
	シマジン	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L	告示 ^{※1} 付表6の第1又は第2
	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L	告示 ^{※1} 付表6の第1又は第2
	ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	セレン	0.01 mg/L以下	0.002 mg/L	JIS K0102の67.2、67.3又は67.4
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	0.04 mg/L	—
硝酸性窒素	—	0.02 mg/L	JIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6	
亜硝酸性窒素	—	0.02 mg/L	JIS K0102の43.1	
ふっ素	0.8 mg/L以下	0.08 mg/L	JIS K0102の34.1 (34の備考1を除く。)若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、JIS K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又はJIS K0102の34.1.e) (注(2)第三文及び34の備考1を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び告示 ^{※1} 付表7に掲げる方法	
ほう素	1 mg/L以下	0.02 mg/L	JIS K0102の47.1、47.3又は47.4	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.005 mg/L	告示 ^{※1} 付表8	
備考	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度とJIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

※1 昭和46年12月28日環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)

※2 ただし、平成9年環境庁告示第10号別表の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。

※3 アルキル水銀は、総水銀が検出された場合のみ測定する。

イ 人の健康の保護に関する要監視項目

(平成5年3月8日付環境庁水質保全局長通知

最終改正 令和2年5月28日環水大発第2005281号、環水大土発第2005282号)

測定項目	要監視項目 指針値	報告下限値	測定方法
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	0.006 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	0.006 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1※ ¹ 付表1の第1又は第2
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	0.0005 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下	0.0003 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	0.004 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下	0.004 mg/L	通知1付表2
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下	0.004 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
EPN	0.006 mg/L 以下	0.0006 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
クロルニトロフェン (CNP)	—	0.0001 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
トルエン	0.6 mg/L 以下	0.06 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
キシレン	0.4 mg/L 以下	0.04 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下	0.006 mg/L	通知1付表3の第1又は第2
ニッケル	—	0.001 mg/L	JIS K0102の59.3又は通知1付表4 若しくは通知1付表5
モリブデン	0.07 mg/L 以下	0.007 mg/L	JIS K0102の68.2又は通知1付表4 若しくは通知1付表5
アンチモン	0.02 mg/L 以下	0.002 mg/L	通知2※ ² 付表5の第1、第2又は第3
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下	0.00004mg/L	通知2付表2
全マンガン	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L	JIS K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5 (必要に応じ試料を希釈)
ウラン	0.002 mg/L 以下	0.0002 mg/L	通知2付表4の第1又は第2
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L 以下 (暫定)	0.3 ng/L	通知3※ ³ 付表1

※1 通知1：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」
(平成5年4月28日環水規第121号 平成11年3月12日環水企第89号・環水管第69号・環水規第79号一部改定)

※2 通知2：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について (通知)」
(平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号)

※3 通知3：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について (通知)」
(令和2年5月28日環水大発第2005281号、環水大土発第2005282号)

5 調査結果の報告等

(1) 調査結果の報告

ア 長野県

分析担当機関は、本計画に基づく調査結果を、別に定める様式により、結果が判明し次第速やかに調査担当機関及び水大気環境課に報告する。

イ 長野市及び松本市

調査担当機関は、本計画に基づく調査結果を、別に定める様式により、調査した月の翌月末までに水大気環境課に報告する。

(2) 調査結果の記載方法等

ア 報告下限値

報告下限値は、「4 - (3) 測定方法」の「報告下限値」欄のとおりとし、報告下限値未満の数値については、「報告下限値未満」（記載例「< 0.005」）とする。

イ 桁数

(ア) 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。

(イ) 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

(ウ) 環境基準値が2物質の濃度の和とされている環境基準項目については、2物質の測定値の合計値を求めた後に、上記(ア)及び(イ)の桁数処理を行う。ただし、2物質の測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。

ウ 平均値の計算

(ア) 平均値の計算に当たっては、有効数字を2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。

(イ) 個別の測定値が報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取扱い、平均値を計算する。

6 調査結果の公表

(1) 環境基準の超過があった場合

調査担当機関は、概況調査において地下水の水質汚濁に係る環境基準を超える汚染が新たに判明した場合は、速やかに井戸の所有者、関係機関等への通知及び当該事案の公表について検討するとともに、分析担当機関と連携して汚染井戸周辺地区調査を実施し、汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に努める。

(2) その他

水大気環境課は、令和4年度の調査結果をとりまとめの上、翌年度の6月末を目途に公表する。

7 調査地点

(1) 調査地点数

ア 概況調査

調査区分	調査地点数			
	長野県	長野市	松本市	計
概況調査	25	16	概況 1 : 2 概況 2 : 11	54

イ 継続監視調査（再度汚染井戸周辺地区調査を含む）

調査区分	調査地点数			
	長野県	長野市	松本市	計
鉛	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
六価クロム	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
砒素	2 (4)	0 (0)	0 (0)	2 (4)
揮発性有機化合物	18 (34)	10 (10)	0 (0)	28 (44)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	24 (46)	0 (0)	4 (4)	28 (50)
ふっ素	3 (6)	0 (0)	0 (0)	3 (6)
ほう素	1 (1)	0 (0)	1 (1)	2 (2)
計	47 (91)	10 (10)	5 (5)	62 (106)

※ 括弧内は測定井戸数

※ 測定地点・井戸には調査区分間で重複あり。

(2) 調査地点一覧

ア 概況調査 (54 地点)

(ア) 長野県 (25 地点)

調査番号	井戸コード	所在地	メッシュ番号	井戸深度(m)	浅・深井戸の別	用途	測定回数
4K-G-1	217-0310-000100	佐久市桜井	5438-23-Ba	不明	不明	生活用水	1
4K-G-2	217-1500-000100	佐久市北川	5438-23-Dd	不明	不明	生活用水	1
4K-G-3	217-0440-000800	佐久市田口	5438-24-Ca	不明	不明	生活用水	1
4K-G-4	217-0520-000400	佐久市協和	5438-32-Dd	不明	不明	生活用水	1
4K-G-5	203-1010-000700	上田市生田	5438-42-Cc	不明	不明	その他	1
4K-G-6	203-0270-000500	上田市上室賀	5438-51-Ac	不明	不明	その他	1
4K-G-7	206-0170-000100	諏訪市高島	5438-00-Db	100.0	深井戸	その他	1
4K-G-8	214-0100-000300	茅野市ちの	5438-01-Cc	4.0	浅井戸	その他	1
4K-G-9	214-0060-001000	茅野市豊平	5438-01-Dd	90.0	深井戸	その他	1
4K-G-10	209-0100-000800	伊那市富県	5338-50-Ad	3.0	浅井戸	生活用水	1
4K-G-11	209-0290-000500	伊那市高遠町東高遠	5338-50-Ba	5.0	深井戸	生活用水	1
4K-G-12	209-0120-000700	伊那市手良沢岡	5338-60-Ac	10.0	浅井戸	生活用水	1
4K-G-13	209-0300-000900	伊那市高遠町藤澤	5338-60-Bb	9.0	深井戸	生活用水	1
4K-G-14	209-0130-000100	伊那市手良中坪	5338-60-Ca	4.0	浅井戸	生活用水	1
4K-G-15	209-0310-000300	伊那市高遠町山室	5338-60-Dd	不明	不明	一般飲用	1
4K-G-16	215-0100-001000	塩尻市宗賀	5437-07-Ab	6.0	不明	その他	1
4K-G-17	215-0080-001900	塩尻市洗馬	5437-17-Cb	5.0	不明	一般飲用	1
4K-G-18	215-0110-000300	塩尻市長畝	5437-17-Db	5.0	不明	一般飲用	1
4K-G-19	220-0010-000900	安曇野市豊科南穂高	5437-37-Ad	15.0	不明	一般飲用	1
4K-G-20	215-0180-000200	塩尻市旧塩尻	5438-10-Cc	2.0	不明	生活用水	1
4K-G-21	521-0040-000900	坂城町坂城	5438-51-Bc	4.0	浅井戸	生活用水	1
4K-G-22	521-0010-900800	坂城町網掛	5438-51-Cb	不明	浅井戸	生活用水	1
4K-G-23	521-0060-900500	坂城町南条	5438-51-Da	4.7	不明	生活用水	1
4K-G-24	561-0050-000500	山ノ内町夜間瀬	5538-13-Ad	5~10	不明	生活用水	1
4K-G-25	561-0050-000600	山ノ内町夜間瀬	5538-13-Cc	不明	不明	生活用水	1

(イ) 長野市 (16 地点)

調査番号	井戸コード	所在地	メッシュ番号	井戸深度 (m)	浅・深井戸の別	用途	測定回数
4N-G-1	201-1130-000500	長野市石渡	5438-71-Bb	不明	浅井戸	生活用水	2
4N-G-2	201-0510-000100	長野市檀田	5538-01-Dc	不明	浅井戸	生活用水	2
4N-G-3	201-0970-000500	長野市屋島	5438-72-Ac	10.0	浅井戸	工業用水	2
4N-G-4	201-1140-000200	長野市若里	5438-71-Bc	70.0	深井戸	生活用水	2
4N-G-5	201-0920-001000	長野市若穂綿内	5438-72-Ac	不明	浅井戸	生活用水	2
4N-G-6	201-0920-001100	長野市若穂綿内	5438-72-Ca	不明	浅井戸	生活用水	2
4N-G-7	201-6600-000100	長野市アークス	5438-71-Da	44.0	深井戸	工業用水	2
4N-G-8	201-0120-001400	長野市川中島町御厨	5438-71-Cd	不明	浅井戸	生活用水	2
4N-G-9	201-6610-000100	長野市箱清水	5438-71-Ab	不明	浅井戸	生活用水	2
4N-G-10	201-0390-000200	長野市篠ノ井小松原	5438-71-Ca	不明	浅井戸	生活用水	2
4N-G-11	201-1370-000200	長野市小鍋	5438-70-Bb	不明	浅井戸	生活用水	2
4N-G-12	201-5610-000600	長野市鬼無里	5538-00-Ac	不明	浅井戸	生活用水	2
4N-G-13	201-0320-000800	長野市篠ノ井岡田	5438-71-Cc	不明	浅井戸	生活用水	2
4N-G-14	201-0310-000800	長野市篠ノ井御幣川	5438-61-Aa	不明	浅井戸	生活用水	2
4N-G-15	201-6620-000100	長野市信更町赤田	5438-60-Ba	不明	浅井戸	生活用水	2
4N-G-16	201-5020-000200	長野市大岡乙	5438-57-Bb	不明	浅井戸	生活用水	2

(ウ) 松本市 (13 地点)

a 概況調査 1

調査番号	井戸コード	所在地	メッシュ番号	井戸深度 (m)	浅・深井戸の別	用途	測定回数
4M-G1-1	202-5050-000300	松本市殿野入	5438-30-A	0.0	不明	生活用水	1
4M-G1-2	202-5080-000400	松本市中川	5438-40-C	9.0	不明	生活用水	1

b 概況調査 2

調査番号	井戸コード	所在地	メッシュ番号	井戸深度 (m)	浅・深井戸の別	用途	測定回数
4M-G2-1	202-0270-000500	松本市三才山	5438-30-Ca	0.0	不明	その他	1
4M-G2-2	202-0500-000600	松本市入山辺	5438-20-Aa	40.0	深井戸	生活用水	1
4M-G2-3	202-0260-000600	松本市岡田伊深	5437-37-Db	不明	深井戸	生活用水	1
4M-G2-4	202-5630-001100	松本市梓川倭	5437-27-Aa	80.0	深井戸	生活用水	1
4M-G2-5	202-0140-001900	松本市島立	5437-27-Ad	50.0	深井戸	生活用水	1
4M-G2-6	202-0140-002000	松本市島立	5437-27-Ba	12.0	浅井戸	生活用水	1
4M-G2-7	202-0100-000400	松本市両島	5437-27-Bc	25.0	深井戸	一般飲用	1
4M-G2-8	202-0150-001200	松本市筑摩	5437-27-Bd	12.0	浅井戸	その他	1
4M-G2-9	202-0110-001100	松本市寿豊丘	5437-27-Db	不明	不明	生活用水	1
4M-G2-10	202-0120-001900	松本市笹賀	5437-27-Dc	44.0	深井戸	生活用水	1
4M-G2-11	202-0110-001100	松本市寿豊丘	5437-27-Dd	50.0	深井戸	一般飲用	1

イ 継続監視調査（再度汚染井戸周辺地区調査を含む）

（62 地点 106 井戸）

（ア）長野県（47 地点 91 井戸）

調査地点	測定井戸					井戸 深度 (m)	浅・深 井戸の別	用途	調査 区分	測定項目及び回数						
	発端・周 辺の別	調査番号	井戸コード	所在地	メッシュ 番号					鉛	六価 クロム	砒素	揮発性 有機化 合物	硝酸性 ・亜硝 酸性窒 素	ふっ素	ほう素
小諸市耳取	発端	4K-T-01	208-0120-000600	小諸市耳取	5438-33-Cb	不明	不明	生活用水	継続					1		
	周辺	4K-T-02	208-0120-000300	小諸市耳取	5438-33-Cb	不明	不明	生活用水	継続					1		
小諸市森山	発端	4K-T-03	208-0110-900200	小諸市森山	5438-33-Bc	10.0	不明	生活用水	継続					1		
	周辺	4K-T-04	208-0110-000400	小諸市森山	5438-33-Bc	10.0	不明	生活用水	継続					1		
佐久市岩村田	発端代替	4K-T-05	217-0010-900300	佐久市岩村田	5438-33-Dd	不明	不明	生活用水	継続				1			
	周辺	4K-T-06	217-0010-000700	佐久市岩村田	5438-33-Dd	不明	不明	その他	継続				1			
川上村御所平	発端	4K-T-07	304-0060-000100	川上村御所平	5338-74-Ac	60.0	不明	一般飲用	継続					1		
	周辺	4K-T-08	304-0060-000300	川上村御所平	5338-74-Ac	不明	不明	生活用水	継続					1		
佐久穂町上	発端	4K-T-09	309-0070-000300	佐久穂町上	5438-13-Ba	不明	不明	生活用水	継続					2		
	周辺	4K-T-10	309-0070-000400	佐久穂町上	5438-13-Ba	不明	不明	生活用水	継続					2		
軽井沢町長倉	発端	4K-T-11	321-0050-001300	軽井沢町長倉	5438-44-Dc	不明	不明	その他	継続							1
上田市中央	発端代替	4K-T-12	203-0020-000300	上田市中央	5438-42-Aa	2.0	浅井戸	その他	周辺				1			
上田市中央	周辺	4K-T-13	203-0020-900300	上田市中央	5438-42-Aa	不明	不明	その他	継続				1			
	周辺	4K-T-14	203-0210-000100	上田市中央北	5438-42-Aa	不明	不明	その他	継続	1						
上田市上田原	発端	4K-T-15	203-0540-000200	上田市上田原	5438-41-Bd	不明	不明	生活用水	継続					2		
上田市国分	発端	4K-T-16	203-0010-000100	上田市国分	5438-42-Ac	9.0	浅井戸	生活用水	継続				2			
	周辺	4K-T-17	203-0260-000100	上田市踏入	5438-42-A	不明	不明	生活用水	継続				2			
上田市上室賀	発端	4K-T-18	203-0270-000200	上田市上室賀	5438-41-Aa	不明	浅井戸	その他	周辺					1		
	周辺	4K-T-19	203-0270-000300	上田市上室賀	5438-41-Aa	不明	浅井戸	その他	周辺					1		
上田市下之郷	発端	4K-T-20	203-0160-000100	上田市下之郷	5438-41-Da	3.0	浅井戸	その他	周辺					1		
	周辺	4K-T-21	203-0160-000200	上田市下之郷	5438-41-Db	不明	浅井戸	その他	周辺					1		
上田市本郷	周辺	4K-T-22	203-0170-000300	上田市本郷	5438-41-Da	不明	浅井戸	その他	周辺					1		
上田市生田	発端	4K-T-23	203-1010-000300	上田市生田	5438-42-Ca	不明	不明	生活用水	周辺					1		
	周辺	4K-T-24	203-1010-000400	上田市生田	5438-42-Cc	15.0	不明	工業用水	周辺					1		
東御市田中	発端	4K-T-25	219-0040-000200	東御市田中	5438-42-Dc	60.0	浅井戸	工業用水	継続				1	1		
東御市八重原	発端	4K-T-26	219-0080-000500	東御市八重原	5438-42-Dc	16.0	浅井戸	その他	継続					1		
	周辺	4K-T-27	219-0080-000600	東御市八重原	5438-42-Dc	不明	浅井戸	その他	継続					1		
青木村夫神	発端	4K-T-28	349-0010-000200	青木村夫神	5438-40-Db	6.0	浅井戸	その他	継続					1		
	周辺	4K-T-29	349-0010-000300	青木村夫神	5438-40-Db	不明	浅井戸	その他	継続					1		
東御市和	発端	4K-T-30	219-0020-000200	東御市和	5438-42-Bc	4.0	浅井戸	その他	継続					1		
	周辺	4K-T-31	219-0020-000300	東御市和	5438-42-Bc	5.0	浅井戸	その他	継続					1		
東御市和	発端	4K-T-32	219-0020-000500	東御市和	5438-42-Bc	2.0	浅井戸	その他	継続				1			
	周辺	4K-T-33	219-0020-001000	東御市和	5438-42-Bc	不明	不明	生活用水	継続					1		
岡谷市大柴町	発端	4K-T-34	204-0190-000100	岡谷市大柴町	5438-00-Ab	20.0	不明	その他	継続					1		
	周辺	4K-T-35	204-0290-900500	岡谷市田中町	5438-00-Ad	100.0	深井戸	その他	継続					1		

調査地点	測定井戸					井戸 深度 (m)	浅・深 井戸の別	用途	調査 区分	測定項目及び回数						
	発端・周 辺の別	調査番号	井戸コード	所在地	メッシュ 番号					鉛	六価 クロム	砒素	揮発性 有機化 合物	硝酸性 ・亜硝 酸性窒 素	ふっ素	ほう素
岡谷市郷田	発端	4K-T-36	204-0200-900100	岡谷市郷田	5438-00-Ab	26.0	深井戸	生活用水	継続				1			
	周辺	4K-T-37	204-0160-900100	岡谷市加茂町	5438-00-Ab	75.0	深井戸	生活用水	継続				1			
岡谷市湊	発端	4K-T-38	204-0040-900900	岡谷市湊	5438-00-Ad	4.0	不明	生活用水	継続				1			
	周辺	4K-T-39	204-0020-900100	岡谷市天竜町	5438-00-Ad	50.0	不明	その他	継続				1			
岡谷市天竜町	発端	4K-T-40	204-0020-900200	岡谷市天竜町	5438-00-Ad	8.0	不明	生活用水	継続				1			
	周辺	4K-T-41	204-0280-900200	岡谷市中央町	5438-00-Ad	不明	不明	その他	継続				1			
岡谷市大栄町	発端	4K-T-42	204-0190-900100	岡谷市大栄町	5438-00-Ab	70.0	不明	工業用水	継続				1			
	周辺	4K-T-43	204-0030-900100	岡谷市東銀座	5438-00-Ab	18.0	不明	工業用水	継続				1			
茅野市豊平	発端	4K-T-44	214-0060-900200	茅野市豊平	5438-01-Cd	36.0	深井戸	工業用水	継続						1	
	周辺	4K-T-45	214-0060-900400	茅野市豊平	5438-01-Cd	80.0	深井戸	その他	継続						1	
伊那市美篔	発端	4K-T-46	209-0010-000700	伊那市美篔	5338-60-Cc	7.0	不明	生活用水	継続				1			
	周辺	4K-T-47	209-0010-000800	伊那市美篔	5338-60-Cc	4.0	不明	一般飲用	継続				1			
伊那市小沢	発端	4K-T-48	209-1030-000700	伊那市小沢	5337-67-Cd	38.5	不明	生活用水	継続				1			
	周辺	4K-T-49	209-1030-000600	伊那市小沢	5337-67-Cd	3.0	不明	生活用水	継続				1			
伊那市手良沢岡	発端代替	4K-T-50	209-0120-000500	伊那市手良沢岡	5338-60-Ac	0.0	不明	生活用水	継続					1		
	周辺	4K-T-51	209-0120-900200	伊那市手良沢岡	5338-60-Ca	6.0	不明	生活用水	継続					1		
駒ヶ根市赤穂	発端	4K-T-52	210-0090-008500	駒ヶ根市赤穂	5337-47-Bc	50.0	不明	生活用水	継続				1			
	周辺	4K-T-53	210-0090-008600	駒ヶ根市赤穂	5337-47-Bc	44.0	不明	生活用水	継続				1			
駒ヶ根市赤穂	発端	4K-T-54	210-0090-009000	駒ヶ根市赤穂	5337-47-Ab	不明	不明	生活用水	継続					1		
駒ヶ根市中沢	発端代替	4K-T-55	210-0110-001000	駒ヶ根市中沢	5337-47-Bd	不明	不明	一般飲用	周辺					1		
	周辺	4K-T-56	210-0110-001100	駒ヶ根市中沢	5337-47-Bd	不明	不明	一般飲用	周辺					1		
辰野町伊那富	発端	4K-T-57	382-0020-003100	辰野町伊那富	5337-77-Bd	不明	不明	工業用水	継続				1			
	周辺	4K-T-58	382-0020-003701	辰野町伊那富	5337-77-Bd	103.0	深井戸	工業用水	継続				1			
	周辺	4K-T-59	382-0020-003702	辰野町伊那富	5337-77-Bd	100.0	深井戸	工業用水	継続				1			
辰野町辰野	発端	4K-T-60	382-0070-003000	辰野町辰野	5337-77-Bd	不明	不明	工業用水	周辺				1			
箕輪町福与	発端	4K-T-61	383-0040-000800	箕輪町福与	5338-60-Ac	6.0	不明	生活用水	継続					1		
	周辺	4K-T-62	383-0040-000300	箕輪町福与	5338-60-Ac	4.0	不明	生活用水	継続					1		
飯島町七久保	発端	4K-T-63	384-0030-002900	飯島町七久保	5337-37-Ab	6.0	不明	生活用水	継続					1		
	周辺	4K-T-64	384-0030-002700	飯島町七久保	5337-37-Ab	不明	不明	生活用水	継続					1		
飯田市鼎西鼎	発端	4K-T-65	205-0090-002600	飯田市鼎西鼎	5337-26-Dc	33.0	深井戸	生活用水	継続				1			
	周辺	4K-T-66	205-0090-002500	飯田市鼎西鼎	5337-26-Dc	不明	不明	生活用水	継続				1			
飯田市南信濃和田	発端	4K-T-67	205-0620-000300	飯田市南信濃和田	5237-77-Ab	100.0	深井戸	生活用水	継続			1				
	周辺	4K-T-68	205-0620-000500	飯田市南信濃和田	5237-77-Ab	0.0	不明	生活用水	継続			1				
高森町上市田	発端	4K-T-69	403-0040-000700	高森町上市田	5337-26-Bd	92.0	深井戸	生活用水	継続					1		
	周辺	4K-T-70	403-0040-003700	高森町上市田	5337-26-Bd	60.0	深井戸	生活用水	継続					1		
喬木村	発端	4K-T-71	415-0010-000800	喬木村	5337-27-Cc	6.0	浅井戸	生活用水	継続					1		
	周辺	4K-T-72	415-0010-003700	喬木村	5337-27-Cc	不明	不明	生活用水	継続					1		

調査地点	測定井戸					井戸 深度 (m)	浅・深 井戸の別	用途	調査 区分	測定項目及び回数						
	発端・周 辺の別	調査番号	井戸コード	所在地	メッシュ 番号					鉛	六価 クロム	砒素	揮発性 有機化 合物	硝酸性 ・亜硝 酸性窒 素	ふっ素	ほう素
豊丘村神稲	周辺	4K-T-73	416-0020-001300	豊丘村神稲	5337-27-Ac	0.0	浅井戸	生活用水	継続					1		
	周辺	4K-T-74	416-0020-001400	豊丘村神稲	5337-27-Ac	30.0	浅井戸	生活用水	継続					1		
	周辺	4K-T-75	416-0020-001500	豊丘村神稲	5337-27-Ac	62.0	深井戸	その他	継続					1		
	周辺	4K-T-76	416-0020-001600	豊丘村神稲	5337-27-Ac	不明	深井戸	その他	継続					1		
大鹿村大河原	発端	4K-T-77	417-0010-000400	大鹿村大河原	5338-20-Ad	不明	不明	生活用水	継続			2				2
	周辺	4K-T-78	417-0010-000500	大鹿村大河原	5338-20-Ad	不明	不明	生活用水	継続			2				2
生坂村	発端	4K-T-79	448-0010-000200	生坂村	5437-57-Cd	3.0	不明	生活用水	継続					1		
	周辺	4K-T-80	448-0010-000700	生坂村	5437-57-Cd	6.0	不明	生活用水	継続					1		
大町市常盤・社	発端	4K-T-81	212-0030-000400	大町市常盤	5437-56-Bd	100.0	深井戸	工業用水	継続						1	
	周辺	4K-T-82	212-0040-000300	大町市社	5437-56-Bd	15.0	不明	工業用水	継続						1	
須坂市小島	発端	4K-T-83	207-0090-000400	須坂市小島	5538-02-Cd	70.0	不明	その他	継続						1	
	周辺	4K-T-84	207-0010-000300	須坂市小河原	5538-02-Cd	15.0	不明	生活用水	継続						1	
飯綱町黒川	発端	4K-T-85	590-0050-000100	飯綱町黒川	5538-01-Bb	16.0	浅井戸	生活用水	継続					1		
	周辺	4K-T-86	590-0050-000200	飯綱町黒川	5538-01-Bb	3.6	不明	生活用水	継続					1		
中野市西条	発端	4K-T-87	211-0120-000100	中野市西条	5538-02-Bb	7.0	不明	生活用水	継続				1			
	周辺	4K-T-88	211-0120-000200	中野市西条	5538-02-Bb	15.0	不明	生活用水	継続				1			
	周辺	4K-T-89	211-0120-000300	中野市西条	5538-02-Bb	40.0	不明	その他	継続				1			
飯山市常盤	発端	4K-T-90	213-0120-001100	飯山市常盤	5538-23-Ac	不明	不明	生活用水	継続					1		
	周辺	4K-T-91	213-0120-000400	飯山市常盤	5538-23-Ac	5.0	不明	生活用水	継続					1		

(イ) 長野市 (10 地点 10 井戸)

調査地点	測定井戸					井戸 深度 (m)	浅・深 井戸の 別	用途	調査 区分	測定項目及び回数						
	発端・ 周辺 の別	調査番号	井戸コード	所在地	メッシュ 番号					鉛	六価 クロム	砒素	揮発性 有機化 合物	硝酸性 ・亜硝 酸性窒 素	ふっ素	ほう素
長野市桐原	発端	4N-T-1	201-0780-000300	長野市桐原	5438-71-Ba	6.0	不明	生活用水	周辺		1		1			
長野市緑町	発端代替	4N-T-2	201-0840-000700	長野市緑町	5438-71-Ba	102.0	不明	生活用水	周辺				1			
長野市西後町	発端	4N-T-3	201-0880-000300	長野市西後町	5438-71-Ab	50.0	不明	工業用水	周辺				1			
長野市南県町	発端	4N-T-4	201-1020-000200	長野市南県町	5438-71-Ab	45.0	不明	生活用水	周辺				1			
長野市南県町	発端	4N-T-5	201-1020-000300	長野市南県町	5438-71-Ab	100.0	深井戸	工業用水	周辺				1			
長野市石渡	発端	4N-T-6	201-1130-000100	長野市石渡	5438-71-Bb	不明	明	生活用水	周辺			1	1			
長野市南長野	発端	4N-T-7	201-1320-000100	長野市南長野	5438-71-Ab	0.0	浅井戸	その他	周辺				1			
長野市吉田	発端	4N-T-8	201-0680-000400	長野市吉田	5438-71-Bb	不明	不明	生活用水	周辺				1			
長野市稲葉	発端	4N-T-9	201-0060-000100	長野市稲葉	5438-71-Bc	9.0	浅井戸	生活用水	周辺				1			
長野市吉田	発端代替	4N-T-10	201-0680-000500	長野市吉田	5538-01-Dd	不明	不明	生活用水	周辺				1			

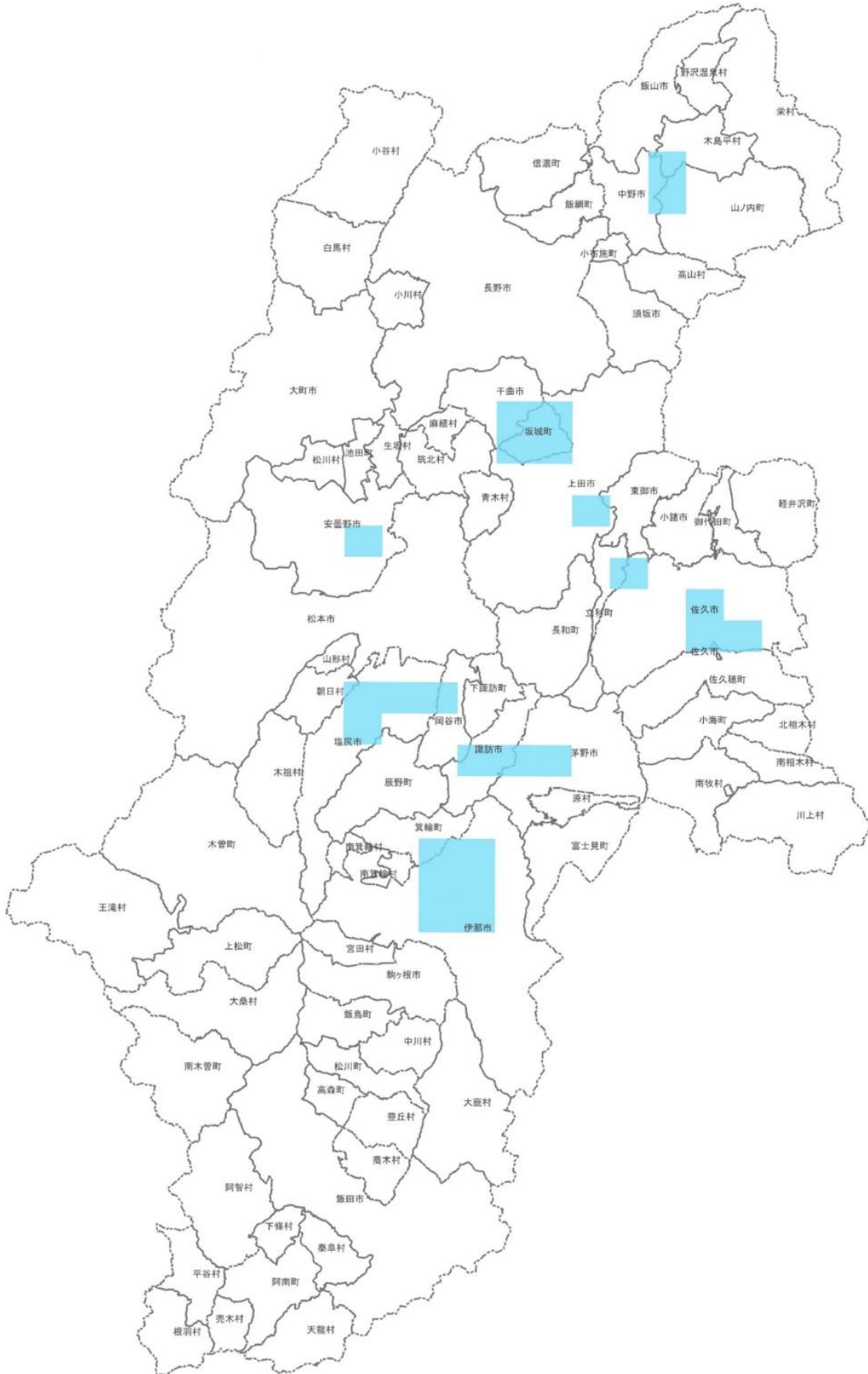
(ウ) 松本市 (5 地点 5 井戸)

調査地点	測定井戸					井戸 深度 (m)	浅・深 井戸の 別	用途	調査 区分	測定項目及び回数						
	発端・ 周辺 の別	調査番号	井戸コード	所在地	メッシュ 番号					鉛	六価 クロム	砒素	揮発性 有機化 合物	硝酸性 ・亜硝 酸性窒 素	ふっ素	ほう素
松本市空港東	発端	4M-T-1	202-0330-000100	松本市空港東	5437-17-Ab	120.0	深井戸	その他	周辺					1		
松本市稲倉	発端	4M-T-2	202-0320-000300	松本市稲倉	5437-37-Db	6.0	浅井戸	生活用水	周辺					1		
松本市笹賀	発端	4M-T-3	202-0120-000400	松本市笹賀	5437-27-Cd	120.0	不明	工業用水	周辺					1		
松本市神林	発端	4M-T-4	202-0280-000100	松本市神林	5437-27-Cd	60.0	不明	生活用水	周辺					1		
松本市水汲	発端	4M-T-5	202-0310-000100	松本市水汲	5437-37-Dd	70.0	深井戸	生活用水	周辺							1

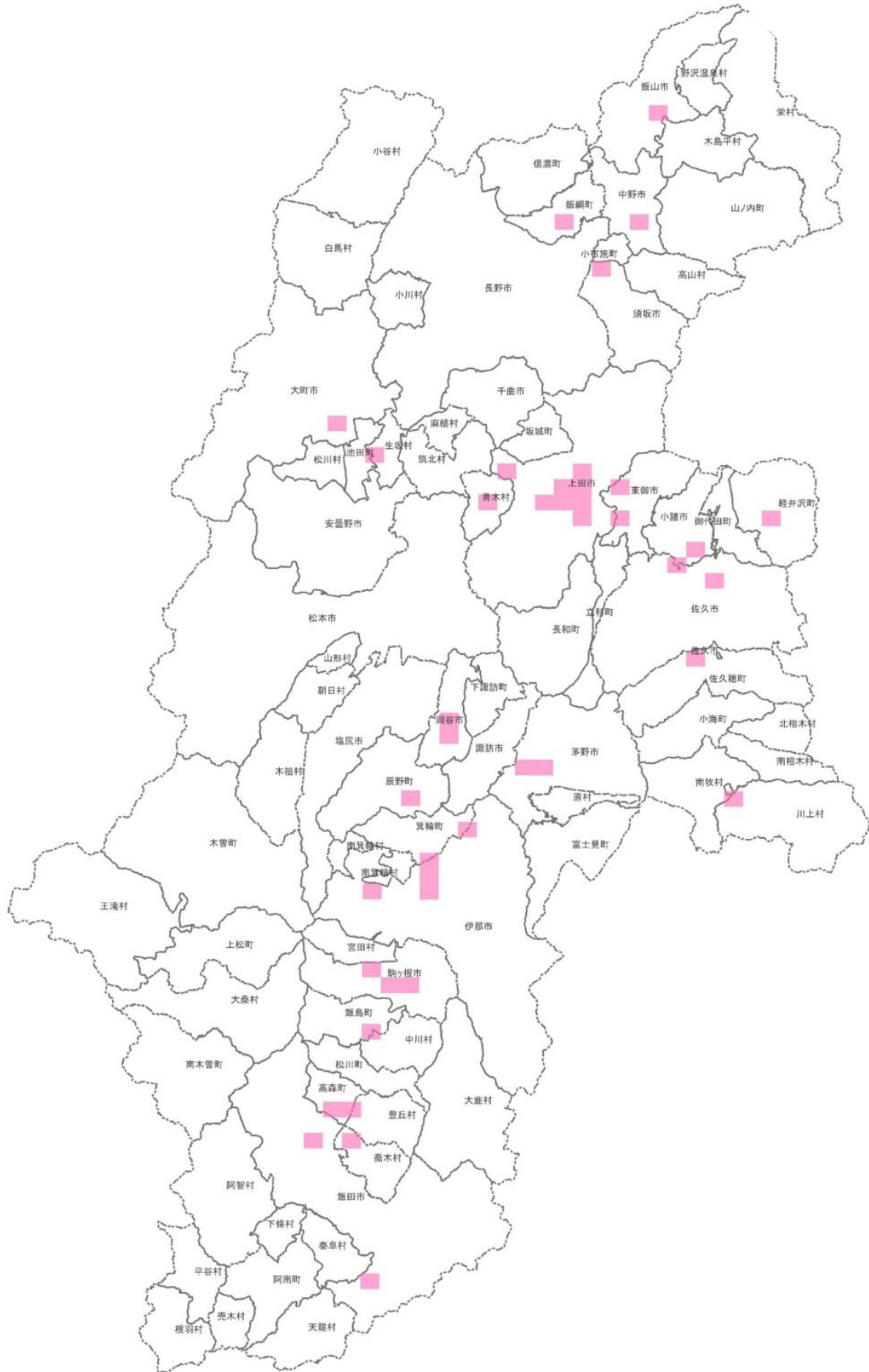
(3) 地下水質測定実施地点図

ア 長野県

(ア) 概況調査 (約5kmメッシュで実施)

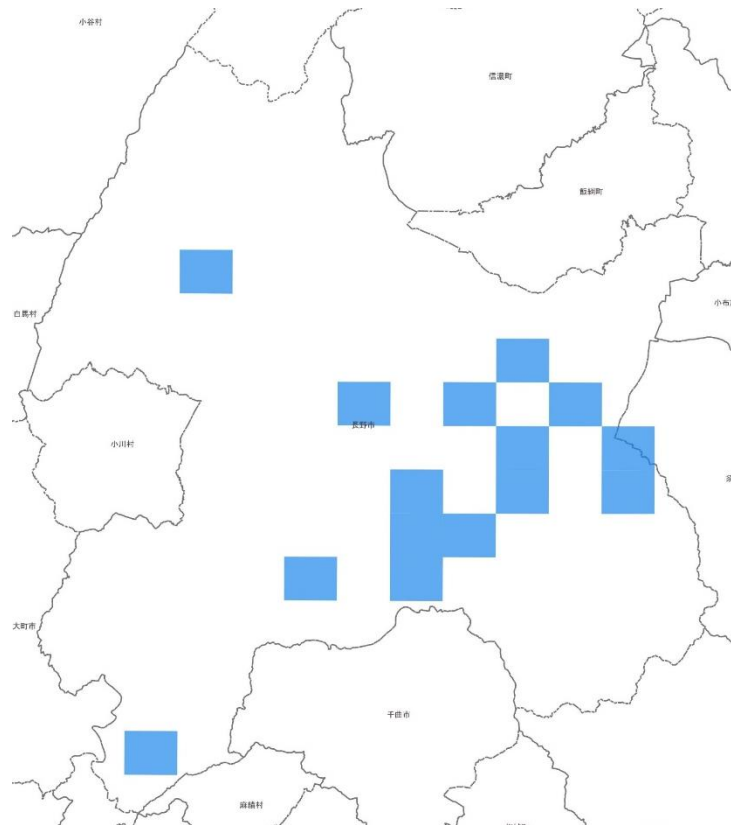


(イ) 継続監視調査

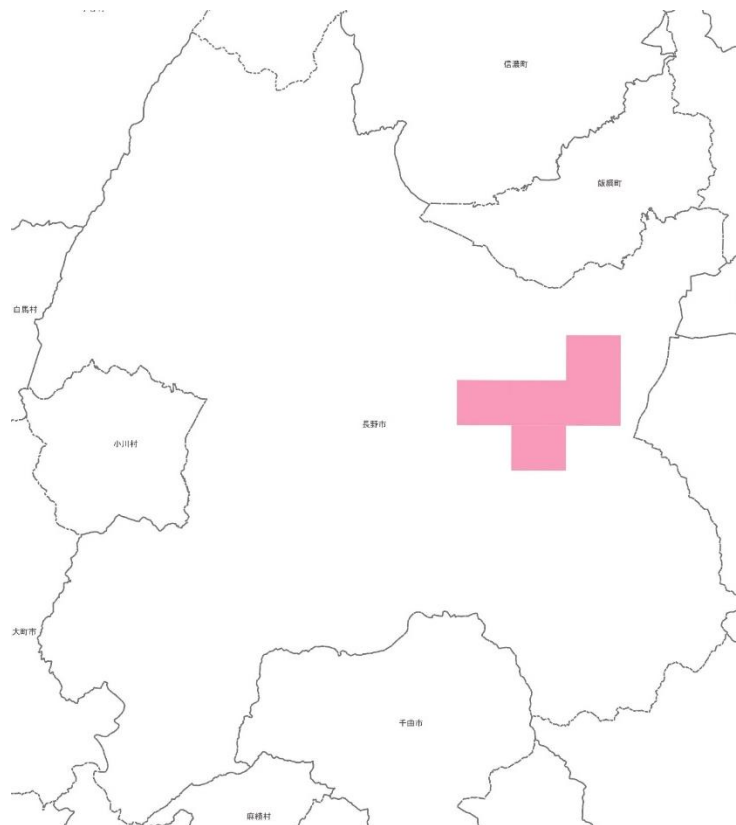


イ 長野市

(ア) 概況調査 (約 2.5km メッシュで実施)

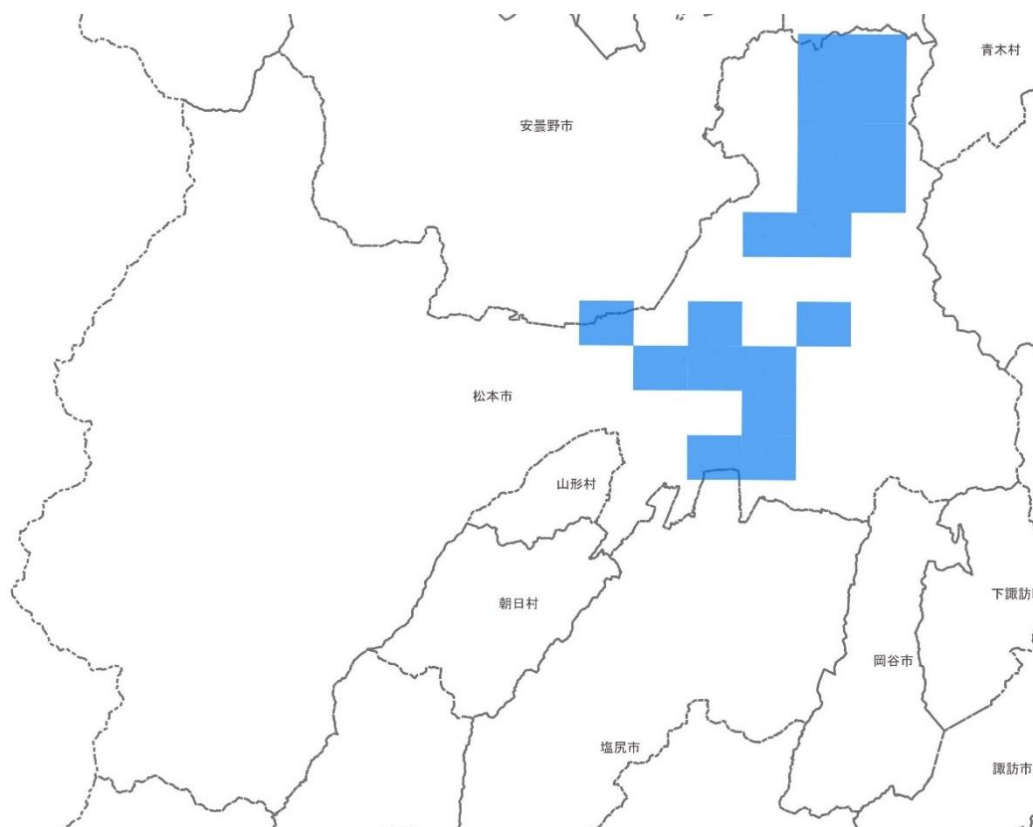


(イ) 継続監視調査

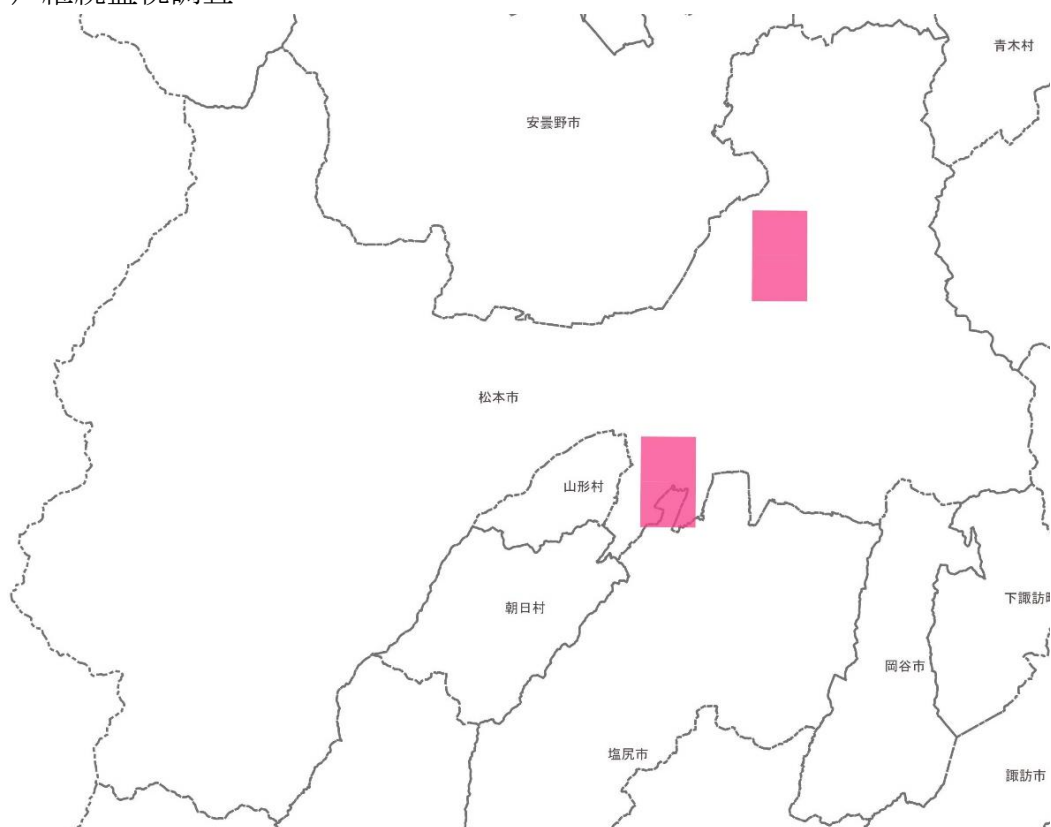


ウ 松本市

(ア) 概況調査 (概況調査1は約5kmメッシュ、概況調査2は約2.5kmメッシュで実施)



(イ) 継続監視調査



Ⅲ 上流域河川水質調査

1 概要

長野県水環境保全条例及び第6次長野県水環境保全総合計画に基づき、ゴルフ場で使用されている農薬による水質汚濁が懸念される河川において水質測定を実施する。

2 測定頻度

6月から7月の間に各地点1回実施する。

3 測定河川数（地点数）、測定項目

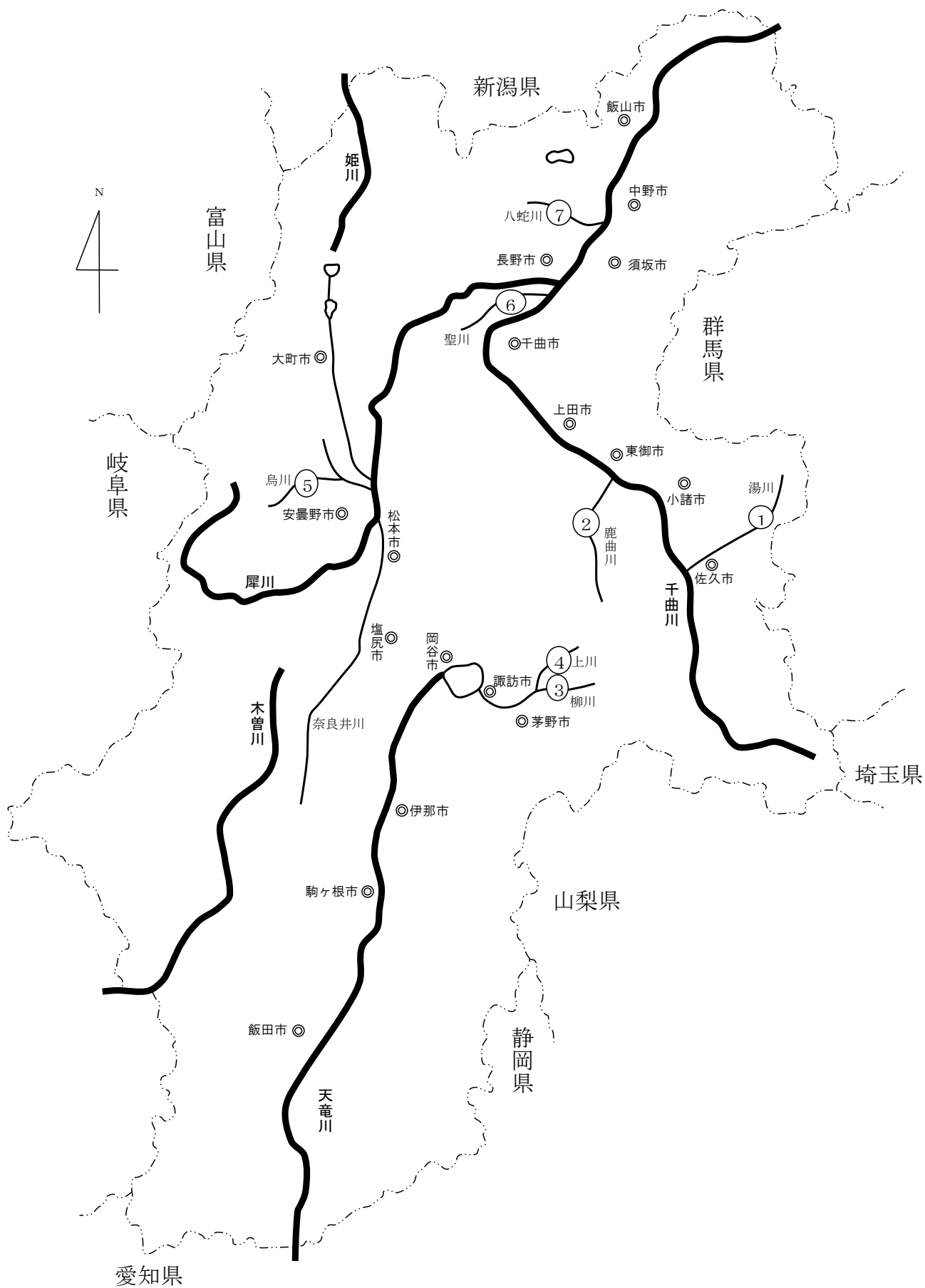
下記及び48ページの一覧表のとおり。

測定地点については、従前の上流域河川水質調査及びゴルフ場経営者による排水口等の調査結果を勘案した上で、複数のゴルフ場が立地している等複合的な影響が想定される地点を選定している。

測定項目については、調査地点ごとに水質管理上注視すべき項目を選定している。

測定河川数 (地点数)	測定項目		
	7河川 (7地点)	一般項目	6項目
農薬		30項目 (地点ごとに測定項目は異なる)	MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩、アセタミプリド、アセフェート、アゾキシストロビン、イミダクロプリド、オキシシン銅（有機銅）、カフェンストール、クミルロン、クロチアニジン、クロラントラニリプロール、クロロタロニル（TPN）、ジチオピル、ジフェノコナゾール、ダイアジノン、チアメトキサム、チウラム、チオジカルブ、チフルザミド、テブコナゾール、トリネキサパックエチル、トルクロホスメチル、フェニトロチオン（MEP）、フェノブカルブ（BPMC）、フェリムゾン、プロジアミン、ペンシクロン、ペンディメタリン、ベンフルラリン、「メコプロップカリウム塩又はMCP Pカリウム塩、メコプロップジメチルアミン塩又はMCP Pジメチルアミン塩、メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩」、メプロニル

5 上流域水質測定地点図



6 水質保全目標値、報告下限値及び測定方法

測定項目	水質保全目標値	報告下限値	測定方法
MC PAイソプロピルアミン塩及びMC PAナトリウム塩	0.0051 mg/L	0.0005 mg/L	通知1 ^{※1} 又は通知3 ^{※3} の別添20の2
アセタミプリド	0.0025 mg/L	0.00025 mg/L	通知1
アセフェート	0.0063 mg/L	0.001 mg/L	通知1
アズキシストロビン	0.028 mg/L	0.0028 mg/L	通知1
イミダクロプリド	0.0019 mg/L	0.00019 mg/L	通知1
オキシシン銅（有機銅）	0.004 mg/L	0.004 mg/L	通知2 ^{※2} の付表2
カフェンストロール	0.002 mg/L	0.001 mg/L	通知1又は通知3の別添5
クミルロン	0.02 mg/L	0.002 mg/L	通知1
クロチアニジン	0.0028 mg/L	0.00028 mg/L	通知1
クロラントラニリプロール	0.0029 mg/L	0.00029 mg/L	通知1
クロロタロニル（TPN）	0.008 mg/L	0.004 mg/L	通知2の付表1の第1又は第2
ジチオピル	0.0095 mg/L	0.001 mg/L	通知1
ジフェノコナゾール	0.025 mg/L	0.0025 mg/L	通知1
ダイアジノン	0.000077 mg/L	0.00005 mg/L	通知2の付表1の第1又は第2
チアメトキサム	0.0035 mg/L	0.00035 mg/L	通知1
チウラム	0.01 mg/L	0.0006 mg/L	告示 ^{※4} 付表5
チオジカルブ	0.0027 mg/L	0.001 mg/L	通知1又は通知3の別添20の2
チフルザミド	0.037 mg/L	0.0037 mg/L	通知1
テブコナゾール	0.077 mg/L	0.0077 mg/L	通知1
トリネキサパックエチル	0.015 mg/L	0.0015 mg/L	通知1又は通知3の別添20の2
トルクロホスメチル	0.2 mg/L	0.02 mg/L	通知1
フェニトロチオン（MEP）	0.003 mg/L	0.0003 mg/L	通知2の付表1の第1又は第2
フェノブカルブ（BPMC）	0.0019 mg/L	0.0005 mg/L	通知2の付表1の第1又は第2
フェリムゾン	0.05 mg/L	0.005 mg/L	通知1又は通知3の別添20の2
プロジアミン	0.0046 mg/L	0.0005 mg/L	通知1
ペンシクロン	0.1 mg/L	0.01 mg/L	通知1
ペンディメタリン	0.014 mg/L	0.0014 mg/L	通知1
ベンフルラリン	0.0029 mg/L	0.001 mg/L	通知1
メコプロップカリウム塩又はMC PPカリウム塩、メコプロップジメチルアミン塩又はMC PPジメチルアミン塩、メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩	0.047 mg/L	0.0047 mg/L	通知1
メプロニル	0.1 mg/L	0.01 mg/L	通知1

- ※1 通知1：ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針（平成30年11月30日付環水大土発第1811301号環境省水・大気環境局長通知）に記載の分析法（環境省ホームページ参照先 http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/golf_course/analysis.html）
- ※2 通知2：水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について（平成5年4月28日付環水規第121号環境庁水質規制課長通知）
- ※3 通知3：水質管理目標設定項目の検査方法（平成15年10月10日健水発第1010001号厚生労働省健康局水道課）
- ※4 昭和46年12月28日環境庁告示第59号

7 採水方法等

採水については、次のとおりとする。

(1) 採水方法

試料は、河川から直接ガラスビンに採水するか、または、ステンレス、ガラスのカップ等を用いて採水する。ポリ容器は使用しない。

(2) 採水容器等

採水容器は分析担当機関が準備する。採水担当機関は指定の方法で採水を行う。

(3) 保存方法及び搬入方法

ア 試料は冷所保存とし、運搬にあたっては保冷容器等を用いる。

イ 試料の搬入は、宅配便を利用することができ、原則として採水当日に行う。

(4) 採水の日程

採水日程は、各採水担当機関及び分析担当機関の間で個別に調整する。

8 測定結果の報告等

(1) 測定結果の報告

採水又は分析機関は、測定結果を10月15日までに、別途定める様式により水大気環境課、地域振興局及び環境保全研究所水・土壌環境部に電子メールにより報告する。

(2) 水質保全目標値超過の場合の取扱い

分析担当機関は、水質保全目標値の超過が判明した場合には速やかに水大気環境課及び採水地点を所管する地域振興局に報告する。地域振興局は報告を受け次第、関係機関協力のもとゴルフ場の農薬使用状況の追跡調査を行い、原因の究明に努める。

9 測定結果の公表

水大気環境課は年間の測定結果を取りまとめの上、長野県ホームページで公表する。

IV ダイオキシン類調査

1 概要

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条の規定に基づき、長野県内の水質（水底の底質を含む）及び土壌について、ダイオキシン類の汚染の状況について調査を実施する。

2 測定期間

2022 年（令和 4 年）4 月 1 日から 2023 年（令和 5 年）3 月 31 日まで

3 測定地点、測定頻度及び担当機関

対象	測定地点		担当機関
水質 年 1 回 地点	小渋川	小渋ダム（中川村）	中部地方整備局
	千曲川	市川橋（飯山市）	長野県
	犀川	田沢橋（安曇野市）	
	諏訪湖	諏訪湖（湖心）	
	浅川	谷脇橋（豊野町浅野）	長野市
	南八幡川	柳原排水機場（大字柳原）	
	蛭川	蛭川水門下流（松代町東寺尾）	
	聖川	平久保橋下流（篠ノ井塩崎）	
女鳥羽川	白板橋（巾上）	松本市	
底質 年 1 回 地点	小渋川	小渋ダム（中川村）	中部地方整備局
	千曲川	市川橋（飯山市）	長野県
	犀川	田沢橋（安曇野市）	
	諏訪湖	諏訪湖（湖心）	
	浅川	谷脇橋（豊野町浅野）	長野市
	南八幡川	柳原排水機場（大字柳原）	
	蛭川	蛭川水門下流（松代町東寺尾）	
	聖川	平久保橋下流（篠ノ井塩崎）	
女鳥羽川	白板橋（巾上）	松本市	
地下水 年 1 回 地点	大町市	大町合同庁舎	長野県
	飯山市	飯山市役所	
	長野市	県立長野図書館（若里 1 丁目）	長野市
	松本市	あずさセンター（大字島内）	松本市

対象	測定地点		担当機関	
土 壌 年1回 地点	塩尻市	塩尻志学館高等学校	長野県	
	千曲市	桑原雁塚霊園		
	長野市	東福寺公園（篠ノ井東福寺）		長野市
		牛島公園（若穂牛島）		
		天神木公園（稲田2丁目）		
		川合新田遊園地*（大字稲葉）		
		下駒沢西遊園地*（大字下駒沢）		
松本市	あずさ運動公園（大字島内）		松本市	

* 固定発生源周辺状況把握調査

4 測定方法

水質調査（底質を除く）は日本産業規格K0312に定める方法、底質は「ダイオキシン類に係る底質環境調査マニュアル」（令和4年3月改定）、土壌調査は「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（令和4年3月改定）による。

5 測定結果の報告

長野県以外の担当機関は、別に定める様式により水大気環境課に報告する。

6 測定結果の公表

水大気環境課は年間の測定結果を取りまとめのうえ公表する。

V その他の水質調査（水浴場水質調査）

（１）概要

県内公共用水域のうち、主な水浴場及びその地域で遊泳を可能にしようとしている水域について、水浴場の水質判定基準への適合状況を把握する。

（２）調査地点及び担当機関

水系名	河川・湖沼名	測定地点名	担当地域振興局	測定機関
天竜川	和知野川	和知野川キャンプ場（天龍村）	南信州	受託業者
千曲川	木崎湖	木崎湖キャンプ場（大町市）	北アルプス	長野保健福祉事務所
関川	野尻湖	野尻湖神山国際村（信濃町）	長野	
諏訪湖	諏訪湖	湖心（表層）	諏訪	松本保健福祉事務所
		初島西（表層）		
		塚間川沖 200m（表層）		

（３）調査項目

ア pH イ COD ウ 大腸菌数 エ ふん便性大腸菌群数 オ 透明度
カ 油膜の有無 キ 一般項目（気温、水温、色相、臭気、流量（河川））

（４）調査頻度

５月及び８月に各１日、午前（１０時前後）、午後（１４時前後）の１日２回調査を行う。

なお、調査は降雨時を避けて実施することとし、公共用水域水質常時監視に併せて実施することも可とする。

（５）測定方法

公共用水域水質常時監視の各測定方法による。

（６）測定結果報告等

ア 測定結果の報告

測定機関は、結果判明後速やかに測定結果を別記様式に取りまとめ、水大気環境課及び担当地域振興局に報告する。

担当地域振興局は、測定機関から報告（委託調査地点は公共用水域水質常時監視業務委託事業の月報として受託者から報告）された結果を地元自治体等の関係機関へ情報提供する。

イ 測定結果の記載方法等

（ア）報告下限値

報告下限値は、「I 公共用水域水質常時監視 ４ 測定結果、環境基準値、報告下限値及び測定方法」（P7～13）の「報告下限値」欄のとおりとし、報告下限値未満の数値については、「報告下限値未満」（記載例「<0.5」）とする。

(イ) 有効数字等

項 目	取 扱 い
下記以外の測定項目	有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。 報告下限値を下回る桁については切り捨てる。
水温、気温	数値の最小位は小数点以下1桁とし、小数点以下2桁目を切り捨てる。
pH	小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。

(ウ) 平均値の計算

ア	測定地点における日間平均値を算出する。また、1水浴場において複数の調査地点がある場合には、各地点の日間平均値を平均した数値を水浴場の平均値とする。
イ	平均値の計算に当たっては、有効数字を2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。
ウ	平均値算出に当たっての報告下限値未満のデータの取り扱い法は以下に従う。 <ul style="list-style-type: none"> ① ふん便性大腸菌群数 報告下限値未満 (< 2個/100ml) については0として取り扱う。 平均して、報告下限値の桁(整数)にしたとき、「0」又は「1」であれば「<2個/100ml」として扱い、「2」以上であれば、その数値を平均値とする。 (例) 午前:<2個/100ml 午後:3個/100ml の場合 日間平均値 $(0+3)/2=1.5$ → 報告下限の桁にして <u>2個/100ml</u> ② COD 全て報告下限値未満(<0.5mg/l)の場合に限り、平均値を「<0.5mg/L」とする。 報告下限値未満と有意な値がある場合には、報告下限値未満のデータを0.5mg/Lとして算出する。 (例) 午前:<0.5mg/L 午後:0.7mg/L の場合 日間平均値 $(0.5+0.7)/2=0.6\text{mg/L}$ ③ 透明度 全て>1m(又は全透)の場合に限り、平均値を「>1m」とする。 >1m(又は全透)と有意な値がある場合には、水深1m以上の測定地点にあつては、>1m(又は全透)を1mとして算出する。 (例) 午前:>1m 午後:0.8m の場合 日間平均値 $(1+0.8)/2=0.9\text{m}$ なお、測定地点の水深が1mに満たない場合は、全透を水深(例0.7m)として算出する。

(別記様式) 水浴場水質調査結果報告書

地 点 名			日間平均値			日間平均値
年 月 日						
時 刻			—			—
採水深度 (m)			—			—
天 候			—			—
気 温 (°C)			—			—
水 温 (°C)			—			—
色 相			—			—
臭 気			—			—
流量 (m³/sec)			—			—
pH						
COD (mg/L)						
大腸菌数 (CFU/100ml)						
ふん便性大腸菌群数 (個/100ml)						
透明度 (m)						
透視度 (cm)						
油膜の有無			—			—
備 考						

VI 採水日程

1 公共用水域水質常時監視

採水日は、下表のとおりとする。天候等により採水が適当でない場合には、この限りではない。なお、「みどり湖」の採水については、Aグループで行うこととする。

グループ		A	B
測定年月	測定地点に係る水系名 (水域名)	天竜川 諏訪湖 矢作川 富士川 野尻湖	千曲川 犀川 木曾川 中津川 姫川
	4年		
	4月	13日(水)	20日(水)
	5月	11日(水)	18日(水)
	6月	1日(水)	8日(水)
	7月	6日(水)	20日(水)
	8月	3日(水)	17日(水)
	9月	7日(水)	21日(水)
	10月	12日(水)	19日(水)
	11月	9日(水)	16日(水)
	12月	7日(水)	14日(水)
5年	1月	11日(水)	18日(水)
	2月	1日(水)	8日(水)
	3月	1日(水)	8日(水)

2 地下水質常時監視

(1) 概況調査：原則として、6～9月に採水を実施する。

(2) 継続監視調査

ア 新たに継続監視調査となった地点

第1回：原則として6～9月に採水を実施する。

第2回：原則として9～2月に採水を実施する。

イ その他の地点

測定で高い値が検出された時期の1回

3 上流域河川水質調査

「Ⅲ 上流域河川水質調査」に定めるとおり。

令和4年度公共用水域水質常時監視 採水日カレンダー

凡例： 13 Aグループ 20 Bグループ 29 休日

4 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

9 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

10 月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

12 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

1 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

3 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

令和4年度水質測定計画

2022年（令和4年） 3月

長野県環境部水大気環境課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

TEL：026-235-7162 FAX：026-235-7366

E-mail：mizutaiki@pref.nagano.lg.jp
